

六 令別表第三第二号23の2に掲げる物又は別表第一第一十九号の四に掲げる物を製造し、又は取り扱う業務のうち、これらを形成し加工し、又は包装する業務以外の業務

七 令別表第三第二号23の2に掲げる物又は別表第一第一十三号の二に掲げる物（以下この号において「ナフタレン等」という。）を製造し、又は取り扱う業務のうち、次に掲げるる業務

イ 液体状のナフタレン等を製造し、又は取り扱う設備（密閉式の構造のものに限る。）において同じ。からの試料の採取の業務

八 液体状のナフタレン等を製造し、又は取り扱う設備から液体状のナフタレン等をタンク自動車等に注入する業務（直結できる構造のホースを用いて相互に接続する場合に限る。）

ハ 液体状のナフタレン等を常温を超えない温度で取り扱う業務（イ及びロに掲げる業務を除く。）

八 別表第一第三十四条の三に掲げる物又はその号及び第三十八条の二十において「リフラクタリーセラミックファイバー等」という。を製造し、又は取り扱う業務のうち、バイオダームにより固形化された物その他のリフラクタリーセラミックファイバー等の粉じんの発散を防止する処理が講じられた物を取り扱う業務（当該物の切断、穿孔、研磨等のリフラークリークリーセラミックファイバー等の粉じんが発散するおそれのある業務を除く。）

第二条の三 この省令（第二十二条、第二十二条の二、第三十八条の人（有機則第七章の規定を準用する場合に限る。）、第三十八条の十三第三項から第五項まで、第三十八条の十四、第三十八条の二十二第二項から第四項まで及び第七項第六章並びに第七章の規定を除く。）は、事業場が次の各号（令第二十二条第一項第三号の業務に労働者が常時従事していない事業場については、第四号を除く。）に該当すると当該事業場の所在地を管轄する都道府県労働局長（以下この条において「所轄都道府県労働局長」という。）が認定したときは、第三十六条の二第一項に掲げる物（令別表第三第一号3、6又は7に掲げる物を除く。）を製造し、又は取り扱う作業又は業務（前条の規定により、この省令が

適用されない業務を除く。)については、適用しない。

一 事業場における化学物質の管理について必要な知識及び技能を有する者として厚生労働大臣が定めるもの（第五号において「化学物質管理専門家」という。）であつて、当該事業場に専属の者が配置され、当該者が当該事業場における次に掲げる事項を管理していること。

イ 特定化学物質に係る労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）第三十四条の二の七第一項に規定するリスクアセスメントの実施に関すること。

ロ イのリスクアセスメントの結果に基づく措置その他の当該事業場における特定化学物質による労働者の健康障害を予防するため必要な措置の内容及びその実施に関すること。

二 過去三年間に当該事業場において特定化物質による労働者が死亡する労働災害又は休業の日数が四日以上の労働災害が発生していないこと。

三 過去三年間に当該事業場の作業場所にて行われた第三十六条の二第一項の規定による評価の結果が全て第一管理区分に区分されたこと。

四 過去三年間に当該事業場の労働者について行われた第三十九条第一項の健康診断の結果、新たに特定化学物質による異常所見があると認められる労働者が発見されなかつたこと。

五 過去三年間に一回以上、労働安全衛生規則第三十四条の二の八第一項第三号及び第四号に掲げる事項について、化学物質管理専門家（当該事業場に属さない者に限る）による評価を受け、当該評価の結果、当該事業場において特定化学物質による労働者の健康障害を予防するため必要な措置が適切に講じられないと認められること。

六 過去三年間に事業者が当該事業場について労働安全衛生法（以下「法」という。）及びこれに基づく命令に違反していないこと。

前項の認定（以下この条において単に「認定」という。）を受けようとする事業場の事業者は、特定化学物質障害予防規則適用除外認定申請書（様式第一号）により、当該認定に係る事業場が同項第一号及び第三号から第五号まで

3 所轄都道府県労働局長は、前項の申請書の提出を受けた場合において、認定をし、又はしないことを決定したときは、遅滞なく、文書で、その旨を当該申請書を提出した事業者に通知しなければならない。

4 認定は、三年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

5 第一項から第三項までの規定は、前項の認定の更新について準用する。

6 認定を受けた事業者は、当該認定に係る事業場が第一項第一号から第五号までに掲げる事項のいずれかに該当しなくなつたときは、遅滞なく、文書で、その旨を所轄都道府県労働局長に報告しなければならない。

7 所轄都道府県労働局長は、認定を受けた事業者が次のいずれかに該当するに至つたときは、その認定を取り消すことができる。

一 認定に係る事業場が第一項各号に掲げる事項のいずれかに適合しなくなつたと認めるとき。

二 不正の手段により認定又はその更新を受けたとき。

三 特定化学物質に係る法第二十二条及び第五十七条の三第二項の措置が適切に講じられていないと認めるとき。

8 前三项の場合における第一項第三号の規定の適用については、同号中「過去三年間に当該事業場の作業場所について行われた第三十六条の二第一項の規定による評価の結果が全て第一管管理区分に区分された」とあるのは、「過去三年間に当該事業場の作業場所に係る作業環境が第三十六条の二第一項の第一管理区分に相当する水準にある」とする。

第二章 製造等に係る措置

(第一) 物質の取扱いに係る設備

第三条 事業者は、第一類物質を容器に入れ、容器から取り出し、又は反応槽等へ投入する作業(第一類物質を製造する事業場において当該第一類物質を容器に入れ、容器から取り出し、又は反応槽等へ投入する作業を除く。)を行うときは、当該作業場に、第一類物質のガス、蒸気若しくは粉じんの発散源を密閉する設備、開式フレードの局所排気装置又はブッシュブル型

2 局所排気装置を設けたときは、この限りでない。

事業者は、令別表第三第一号6に掲げる物又は同号8に掲げる物で同号6に係るもの（以下「ベリリウム等」という。）を加工する作業（ベリリウム等を容器に入れ、容器から取り出し、又は反応槽等へ投入する作業を除く。）を行なうときは、当該作業場所に、ベリリウム等の粉じんの発散源を密閉する設備、局所排気装置又はブッシュブル型換気装置を設けなければならぬ。

（第一類物質の製造等に係る設備）

第四条 事業者は、特定第二類物質又はオーラミン等（以下「特定第二類物質等」という。）を製造する設備については、密閉式の構造のものとしなければならない。

事業者は、その製造する特定第二類物質等を取り扱う作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、隔壁室での遠隔操作による必要がある旨を周知させるとともに、当該請負人に対し隔壁室を使用させる等適切に遠隔操作による作業が行われるよう必要な配慮をしなければならない。ただし、粉状の特定第二類物質等を湿润な状態にして取り扱われるときは、この限りでない。

事業者は、その製造する特定第二類物質等を計量し、容器に入れ、又は袋詰めする作業を行う場合において、第一項及び第二項の規定によることが著しく困難であるときは、当該作業を直接接觸しない方法により行い、かつ、当該作業を行う場所に団い式フードの局所排気装置又はブッシュブル型換気装置を設けなければならない。

れ、かつ、外付け式又はレシーバー式のフードにあつては、当該発散源にできるだけ近い位置に設けられていること。

二 ダクトは、長さができるだけ短く、ベンドの数ができるだけ少なく、かつ、適当な箇所に掃除口が設けられている等掃除しやすい構造のものであること。

三 除じん装置又は排ガス処理装置を付設する局所排気装置のファンは、除じん又は排ガス処理をした後の空気が通る位置に設けられておりのこと。ただし、吸引されたガス、蒸気又は粉じんによる爆発のおそれがない、かつ、ファンの腐食のおそれがないときは、この限りでない。

四 排気口は、屋外に設けられていること。

五 厚生労働大臣が定める性能を有するものであること。

事業者は、第三条、第四条第四項又は第五条第一項の規定により設けるブツシユブル型換気装置については、次に定めるところに適合する

ものとしなければならない。

一 ダクトは、長さができるだけ短く、ベンドの数ができるだけ少なく、かつ、適当な箇所に掃除口が設けられている等掃除しやすい構

造のものであること。

二 除じん装置又は排ガス処理装置を付設する

ブツシユブル型換気装置のファンは、除じん

又は排ガス処理をした後の空気が通る位置に

設けられていること。ただし、吸引されたガ

ス、蒸気又は粉じんによる爆発のおそれがないとき

は、この限りでない。

三 排気口は、屋外に設けられていること。

四 厚生労働大臣が定める要件を具備するものであること。

(局所排気装置等の稼働)

第五条第一項の規定により設ける局所排気装置又はブツシユブル型換気装置については、労働者が第一類物質又は第二類物質に係る作業に従事している間、厚生労働大臣が定める要件を満たすよう稼働させなければならない。

事業者は、前項の作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人が当該作業に従事する間（労働者が当該作業に従事するときを除く）、同項の局所排気装置又はブツシユブル型換気装置を同項の厚生労働大臣が定める要件を満たす

事務所の排気装置を同様に稼働させなければならない。

2 第十一条 事業者は、次の表の上欄に掲げる物のガス又は蒸気を含有する気体を排出する製造設備の排気筒又は第四条第四項若しくは第五条第一項の規定により設ける局所排気装置若しくはブツシユブル型換気装置を有効に稼働させなければならない。

(排ガス処理)

3 第十二条 事業者は、(残さない物処理)

ツシユブル型換気装置には、同表の下欄に掲げ

るいずれかの処理方式による排ガス処理装置又

はこれらと同等以上の性能を有する排ガス処理装置を設けなければならない。

2 事業者は、アルキル水銀化合物を製造し、又

は取り扱う業務の一部を請負人に請け負わせる

ときは、当該請負人に對し、アルキル水銀化合物を含有する残さい物については、除毒した後

でなければ、廃棄してはならない旨を周知させなければならない。

(ぼろ等の処理)

2 第十三条 事業者は、(特定化学物質の廃棄)

ホルム等及びクロロホルム等以外のものであつて別表第一第三十七号に掲げる物を除く。次

項、第二十二条第一項、第二十二条の二第一項、第二十五条第二項及び第三項並びに第四十

三条において同じ。)により汚染されたぼろ、紙くず等については、労働者が当該特定化学物

質により汚染されることを防止するため、蓋又

は栓をした不浸透性の容器に納めておく等の措

置を講じなければならない。

2 事業者は、特定化学物質を製造し、又は取り扱う業務の一部を請負人に請け負わせるとき

は、当該請負人に對し、特定化学物質により汚

染されたぼろ、紙くず等については、前項の措

置を講ずる必要がある旨を周知させなければならない。

(腐食防止措置)

2 第十四条 事業者は、特定化学設備(令第十五

第一条第十号の特定化学設備をいう。以下同じ。)(特定化学設備のバルブ又はコックを除く。)のうち特定第二類物質又は第三類物質

(以下この章において「第三類物質等」という。)が接触する部分については、著しい腐食に

よる当該物質の漏えいを防止するため、当該物

質の種類、温度、濃度等に応じ、腐食しにく

材料で造り、内張りを施す等の措置を講じなければならぬ。

(接合部の漏えい防止措置)

2 事業者は、前項の排液処理装置又は当該排液

処理装置に通じる排水溝若しくは当該排液

では、塩酸、硝酸又は硫酸を含有する排液とシ

アン化カリウム若しくはシアノ化ナトリウム又

は硫酸ナトリウムを含有する排液とが混合する

ことにより、シアノ化水素又は硫酸水素が発生

するおそれのあるときは、これらの排液が混和

しない構造のものとしなければならない。

2 事業者は、第一項の排液処理装置を有効に稼

働させなければならない。

(接合部の漏えい防止措置)

2 事業者は、特定化学設備のふた板、フ

ランジ、バルブ、コック等の接合部について

は、当該接合部から第三類物質等が漏えいする

ことを防止するため、ガスケットを使用し、接

合面を相互に密接させる等の措置を講じなけれ

ばならない。

(漏えい防止措置)

(バルブ等の開閉方向の表示等)

第十五条 事業者は、特定化学設備のバルブ若しくはコック又はこれらを操作するためのスイッチ、押しボタン等については、これらの誤操作による第三類物質等の漏えいを防止するため、次の措置を講じなければならない。

一 開閉の方向を表示すること。

二 色分け、形状の区分等を行うこと。

三 前項第二号の措置は、色分けのみによるものであつてはならない。

(バルブ等の材質等)

第十六条 事業者は、特定化学設備のバルブ又はコックについては、次に定めるところによらなければならぬ。

一 開閉のひん度及び製造又は取扱いに係る第一種物質等の種類、温度、濃度等に応じ、耐久性のある材料で造ること。

二 特定化学設備の使用中にしばしば開放し、又は取り外すことのあるストレーナ等とこれらに最も近接した特定化学設備(配管を除く)。第二十条を除き、以下この章において同じ。)との間に、二重に設けること。ただし、当該ストレーナ等と当該特定化学設備との間に設けられるバルブ又はコックが確実に閉止していることを確認することができる装置を設けるときは、この限りでない。

(送給原材料等の表示)

第十七条 事業者は、特定化学設備に原材料その他の物を送給する者が当該送給を誤ることによる第三類物質等の漏えいを防止するため、見やすい位置に、当該原材料その他の物の種類、当該送給の対象となる設備その他必要な事項を表示しなければならない。

(出入口)

第十八条 事業者は、特定化学設備を設置する屋内作業場及び当該作業場を有する建築物の避難階(直接地上に通ずる出入口のある階をいう。以下同じ。)には、当該特定化学設備から第三類物質等が漏えいした場合に容易に地上の安全な場所に避難することができる二以上の出入口を設けなければならない。

事業者は、前項の作業場を有する建築物の避難階以外の階については、その階から避難階又は地上に通ずる二以上の直通階段又は傾斜路を設けなければならない。この場合において、それらのうちの一については、すべり台、避難用はしご、避難用タラップ等の避難用器具をもつて代えることができる。

3 前項の直通階段又は傾斜路のうちの一は、屋外に設けられたものでなければならない。ただし、すべり台、避難用はしご、避難用タラップ等の避難用器具が設けられている場合は、この限りでない。

二 常に円滑に作動できるような状態に保持すること。

三 安全かつ正確に操作するとのできるものとすること。

事業者は、第一項の製品等を放出するための装置については、労働者が当該装置から放出されると、第三類物質等が大量に漏えいするおそれにより第三類物質等が大量に漏えいするおそれがあるもの(以下「管理特定化学設備」という。)については、異常化学反応等の発生を早期には握るために必要な温度計、流量計、圧力計等の計測装置を設けなければならない。

(計測装置の設置)

第十九条の二 事業者は、特定化学設備のうち発熱反応が行われる反応槽等で、異常化学反応等の発生を早期には握るために必要な温度計、流量計、圧力計等の計測装置を設けなければならない。

(警報設備等)

第十九条 事業者は、特定化学設備を設置する作業場又は特定化学設備を設置する作業場以外の作業場で、第三類物質等を合計百リットル(気体である物にあつては、その容積一立方メートルを二リットルとみなす。次項及び第二十四条第二号において同じ。)以上取り扱うものには、

第三類物質等が漏えいした場合に、関係者にこれを速やかに知らせるための警報用の器具その他

の設備を備えなければならない。

(予備動力源等)

第十九条の三 事業者は、管理特定化学設備、管

理特定化学設備の配管又は管理特定化学設備の附属設備に使用する動力源については、次に定めるところによらなければならない。

一 動力源の異常にによる第三類物質等の漏えいを防止するため、直ちに使用することができ

る予備動力源を備えること。

二 バルブ、コック、スイッチ等については、誤操作を防止するため、施錠、色分け、形状の区分等を行うこと。

三 前項第二号の措置は、色分けのみによるものであつてはならない。

(作業規程)

第二十条 事業者は、特定化学設備又はその附属設備を使用する作業に労働者を従事させるとときは、当該特定化学設備又はその附属設備に開

じ、次の事項について、第三類物質等の漏えいを防止するため必要な規程を定め、これにより作業を行わなければならない。

一 バルブ、コック等(特定化学設備に原材料を送給するとき、及び特定化学設備から製品等を取り出すときに使用されるものに限る。)の操作

二 冷却装置、加熱装置、攪拌装置及び圧縮装置の操作

三 計測装置及び制御装置の監視及び調整

四 安全弁、緊急遮断装置その他の安全装置及び自動警報装置の調整

五 蓋板、フランジ、バルブ、コック等の接合部における第三類物質等の漏えいの有無の点検

六 試料の採取

第十九条の二 事業者は、管理特定化学設備につ

いては、異常化学反応等による第三類物質等の大

量の漏えいを防止するため、原材料の送給を

しゃ断し、又は製品等を放出するための装置

不活性ガス、冷却用水等を送給するための装置

等当該異常化学反応等に対処するための装置を

設けなければならない。

2 前項の装置に設けるバルブ又はコックについ

ては、次に定めるところによらなければならな

い。

一 確実に作動する機能を有すること。

八 異常な事態が発生した場合における応急の措置

九 前各号に掲げるもののほか、第三類物質等の漏えいを防止するため必要な措置

事業者は、前項の作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に對し、同項の規程により作業を行ふ必要がある旨を周知せなければならない。

(床)

第二十一条 事業者は、第一類物質を取り扱う作業場(第一類物質を製造する事業場において当該第一類物質を取り扱う作業場を除く)、オーラミン等又は管理第二類物質を製造し、又は取り扱う作業場及び特定化学設備を設置する屋内作業場の床を不浸透性の材料で造らなければならない。

(設備の改造等の作業)

第二十二条 事業者は、特定化学物質を製造し、取り扱い、若しくは貯蔵する設備又は特定化学物質を発生させる物を入れたタンク等で、当該特定化学物質が滯留するおそれのあるものの改

造、修理、清掃等で、これらの設備を分解する作業又はこれらの設備の内部に立ち入る作業(酸素欠乏症等防止規則(昭和四十七年労働省令第四十二号)以下「酸欠則」という。)第二条第八号の第二種酸素欠乏危険作業及び酸欠則第二十五条の二の作業に該当するものを除く。)

作業又はこれらの設備の内部に立ち入る作業に労働者を従事させるとときは、次の措置を講じなければならない。

(設備の改造等の作業)

第二十三条 事業者は、特定化学物質を製造し、取り扱い、若しくは貯蔵する設備又は特定化学物質を発生させる物を入れたタンク等で、当該特定化学物質が滯留するおそれのあるものの改

造、修理、清掃等で、これらの設備を分解する作業又はこれらの設備の内部に立ち入る作業(酸素欠乏症等防止規則(昭和四十七年労働省令第四十二号)以下「酸欠則」という。)第二条第八号の第二種酸素欠乏危険作業及び酸欠則第二十五条の二の作業に該当するものを除く。)

作業又はこれらの設備の内部に立ち入る作業に労働者を従事させるとときは、次の措置を講じなければならない。

一 作業の方法及び順序を決定し、あらかじめ、これを作業に従事する労働者に周知せること。

二 特定化学物質による労働者の健康障害の予防について必要な知識を有する者のうちから指揮者を選任し、その者に当該作業を指揮させること。

三 作業を行う設備から特定化学物質を確実に排出し、かつ、当該設備に接続している全ての配管から作業箇所に特定化学物質が流入しないようバルブ、コック等を二重に閉止し、又はバルブ、コック等を閉止するとともに閉止板等を施すこと。

四 前号により閉止したバルブ、コック等又は施した閉止板等には、施錠をし、これらを開放してはならない旨を見やすい箇所に表示し、又は監視人を置くこと。

五 作業を行う設備の開口部で、特定化学物質が当該設備に流入するおそれのないものを全部開放すること。

六 換気装置により、作業を行う設備の内部を十分に換気すること。

七 測定その他の方法により、作業を行う設備の内部について、特定化学物質により健康障害を受けるおそれのないことを確認すること。

八 第三号により施した閉止板等を取り外す場合において、特定化學物質が流出するおそれのあるときは、あらかじめ、当該閉止板等とそれに最も近接したバルブ、コック等との間の特定化學物質の有無を確認し、必要な措置を講ずること。

九 非常の場合に、直ちに、作業を行う設備の内部の労働者を避離させるための器具その他の設備を備えること。

十 作業に従事する労働者に不浸透性の保護衣、保護袋、保護長靴、呼吸用保護具等必要な保護具を使用させること。

事業者は、前項の作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、同項第三号から第六号までの措置を講ずること等について配慮しなければならない。

事業者は、前項の請負人に對し、第一項第七号及び第八号の措置を講ずる必要がある旨並びに同項第十号の保護具を使用する必要がある旨を周知させなければならぬ。

事業者は、第一項第七号の確認が行われていない設備については、当該設備の内部に頭部を入れてはならない旨を、あらかじめ、作業に従事する者に周知させなければならない。

労働者は、事業者から第一項第十号の保護具の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。

第二十二条の二 事業者は、特定化學物質を製造し、取り扱い、若しくは貯蔵する設備等の設備（前条第一項の設備及びタンク等を除く。以下この条において同じ。）の改造、修理、清掃等の作業に該当するものを除く。）に労働者を從事させる場合において、当該設備の分解、研磨等部に立ち入る作業（酸欠則第二条第八号の第二種酸素欠乏危険作業及び酸欠則第二十五条の二の作業に該当するものを除く。）に労働者を從事させる場合において、当該設備の溶断、研磨等により特定化學物質を発生させるおそれのあるときは、次の措置を講じなければならない。

一 作業の方法及び順序を決定し、あらかじめ、これを作業に従事する労働者に周知させること。

二 特定化学物質による労働者の健康障害の予防について必要な知識を有する者のうちから指揮者を選任し、その者に当該作業を指揮させること。

三 作業を行う設備の開口部で、特定化学物質が当該設備に流入するおそれのないものを全て開放すること。

四 換気装置により、作業を行う設備の内部を十分に換気すること。

五 非常の場合に、直ちに、作業を行う設備の内部の労働者を退避させるための器具その他の設備を備えること。

六 事業者に従事する労働者に不浸透性の保護衣、保護手袋、保護長靴、呼吸用保護具等必要な保護具を使用させること。

事業者は、前項の作業の一部を請負人に請け負わせる場合において、同項の設備の溶断、研磨等により特定化学物質を発生させるおそれのあるときは、当該請負人に対し、同項第三号及び第四号の措置を講ずること等について配慮するとともに、当該請負人に対し、同項第六号の保護具を使用する必要がある旨を周知させなければならない。

労働者は、事業者から第一項第六号の保護具の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。

(退避等)

第二十三条 事業者は、第三類物質等が漏えいした場合において健康障害を受けるおそれのあるときは、作業に従事する者を作業場等から退避させなければならぬ。

事業者は、前項の場合には、第三類物質等による健康障害を受けるおそれのないことを確認するまでの間、作業場等に関係者以外の者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止するとともに、表示以外の方法により禁止したときは、当該作業場等が立入禁止である旨を見やすい箇所に表示しなければならない。

(立入禁止措置)

第二十四条 事業者は、次の作業場に関係者以外の者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止するとともに、表示以外の方法により禁止したときは、当該作業場等が立入禁止である旨を見やすい箇所に表示しなければならない。

したときは、当該作業場が立入禁止である旨を見やすい箇所に表示しなければならない。

第一類物質又は第二類物質（クロロホルム等及びクロロアルキル鉛等のものであつて別表第一第三十七号に掲げる物を除く。第三十二条及び第三十八条の二において同じ。）を製造し、又は取り扱う作業場（臭化メチル等を用いて燐蒸作業を行う作業場を除く。）を設置する作業場以外の作業場で第三類物質等を合計百リットル以上取り扱うもの（容器等）

第二十五条 事業者は、特定化学物質の保管については、一定の場所を定めておかなければならぬ。又は貯蔵するときは、当該物質が漏れ、こぼれる等のおそれがないように、堅固な容器を使用し、又は確実な包装をしなければならない。

事業者は、前項の容器又は包装の見やすい箇所に当該物質の名称及び取扱い上の注意事項を表示しなければならない。

事業者は、特定化学物質の保管については、一定の場所を定めておかなければならぬ。

事業者は、特定化学物質の運搬、貯蔵等のために使用した容器又は包装については、当該物質が発散しないよう措置を講じ、保管するときは、一定の場所を定めて集積しておかなければならない。

事業者は、特別有機溶剤等を屋内に貯蔵するときは、その貯蔵場所に、次の設備を設けなければならない。

一 当該屋内で作業に従事する者がその貯蔵場所に立ち入りることを防ぐ設備

二 特別有機溶剤又は令別表第六の二に掲げる有機溶剤（第三十六条の五及び別表第一第三十七号において單に「有機溶剤」という。）の蒸気を屋外に排出する設備

（救護組織等）

第二十六条 事業者は、特定化学設備を設置する作業場については、第三類物質等が漏えいしたときに備え、救護組織の確立、関係者の訓練等に努めなければならない。

第五章 管理

（特定化学物質作業主任者等の選任）

第二十七条 事業者は、令第六条第十八号の作業について、特定化学物質及び四アルキル鉛等の作業主任者技能講習（次項に規定する金属アルキ溶接等作業主任者限定技能講習を除く。第五

十二条第一項及び第三項において同じ。) (特別有機溶剤業務に係る作業、有機溶剤業務に係る作業にあつては、有機溶剤作業主任者技能講習)を修了した者のうちから、特定化学物質作業主任者を選任しなければならない。

事業者は、前項の規定にかかわらず、令第六条第十八条号の作業のうち、金属をアーケン接する作業、アーケンを用いて金属を溶断し、又はガウジングする作業その他の溶接ヒュームを製造し、又は取り扱う作業(以下「金属アーケン溶接等作業」という)については、講習科目を金属アーケン溶接等作業に係るものに限定した特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習(第五十一条第四項において「金属アーケン溶接等作業主任者限定技能講習」という)を修了した者のうちから、金属アーケン溶接等作業主任者を選任することができる。

令第六条第十八条号の厚生労働省令で定めるものは、次に掲げる業務とする。

二 第二条の二各号に掲げる業務

二 第三十八条の八において準用する有機則第二条第一項及び第三条第一項の場合におけるこれらの項の業務(別表第一第三十七号に掲げる物に係るものに限る。)

(特定化学物質作業主任者の職務)

二 第二十八条 事業者は、特定化学物質作業主任者に次の事項を行わせなければならない。

一 事業に従事する労働者が特定化学物質により汚染され、又はこれらを吸入しないようになり、作業の方法を決定し、労働者を指揮すること。

二 局所排気装置、ブッシュユープル型換気装置、除じん装置、排ガス処理装置、排液処理装置その他労働者が健康障害を受けることを予防するための装置を一月を超えない期間ごとに点検すること。

三 保護具の使用状況を監視すること。

四 タンクの内部において特別有機溶剤業務に従事するときは、第三十八条の八において準用する有機則第二十六条各号(第二号、第四号及び第七号を除く。)に定める措置が講じられていることを確認すること。
(金属アーケン溶接等作業主任者の職務)

二 第二十八条の二 事業者は、金属アーケン溶接等作業主任者に次の事項を行わせなければならぬ。

一 作業に従事する労働者が溶接ヒュームにより汚染され、又はこれを吸入しないように、

作業の方法を決定し、労働者を指揮すること。

二 全体換気装置その他労働者が健康障害を受けることを予防するための装置を一月を超えない期間ごとに点検すること。

三 保護具の使用状況を監視すること。
(定期自主検査を行うべき機械等)

第二十九条 令第十五条规定第一項第九号の厚生労働省令で定める局所排気装置、ブッシュブル型換気装置、除じん装置、排ガス処理装置及び排液処理装置(特定化学物質(特別有機溶剤等)を除く)。その他この省令に規定する物に係るものに限る)は、次のとおりとする。

一 第三条、第四条第四項、第五条第一項、第三十八条の十二第一項第二号、第三十八条の十七第一項第一号若しくは第三十八条の十八第一項第一号の規定により、又は第五十条第一項第六号若しくは第五十条の二第一項第一号、第五号、第九号若しくは第十二号の規定に基づき設けられる局所排気装置(第三条第一項第一号の規定により、又は第五十条第一項第六号若しくは第三十八条の十六第一項ただし書の局所排気装置を含む)。

二 第三条、第四条第四項、第五条第一項、第三十八条の十二第二項第一号、第三十八条の十七第一項第一号若しくは第三十八条の十八第一項第一号若しくは第三十八条の十八第一項第一号の規定により、又は第五十条第一項第六号若しくは第五十条の二第一項第一号、第五号、第九号若しくは第十二号の規定に基づき設けられるブッシュブル型換気装置(第三十八条の十六第一項ただし書のブッシュブル型換気装置を含む)。

三 第九条第一項、第三十八条の十二第一項第一号若しくは第三十八条の十三第四項第一号の規定により、又は第五十条第一項第七号ハ若しくは第八号(これらの規定を第五十条の二第二項において準用する場合を含む)の規定に基づき設けられる除じん装置(特定化学物質(特別有機溶剤等)を除く)。

四 第十条第一項の規定により設けられる排ガス処理装置

五 第十一条第一項の規定により、又は第五十条第一項第十号(第五十条の二第二項において準用する場合を含む)の規定に基づき設けられる排液処理装置

(定期自主検査)

第三十条 事業者は、前条各号に掲げる装置については、一年以内ごとに一回、定期に、次の各号に掲げる装置の種類に応じ、当該各号に掲げ

る事項について自主検査を行わなければならぬ。ただし、一年を超える期間使用しない同項の装置の当該使用しない期間においては、この限りでない。

一 局所排気装置
イ フード、ダクト及びファンの摩耗、腐食、くぼみ、その他損傷の有無及びその程度

ロ ダクト及び排風機におけるじんあいのた

イ 積状態
ハ ダクトの接続部における緩みの有無

二 電動機とファンを連結するベルトの作動状態

ロ ダクト及び排風機におけるじんあいのた

イ 積状態
ハ ダクトの接続部における緩みの有無

二 ブッシュブル型換気装置
イ フード、ダクト及びファンの摩耗、腐食、くぼみ、その他損傷の有無及びその程度

ロ ダクト及び排風機におけるじんあいのた

イ 積状態
ハ ダクトの接続部における緩みの有無

二 電動機とファンを連結するベルトの作動状態

ロ ダクト及び排風機におけるじんあいのた

イ 積状態
ハ ダクトの接続部における緩みの有無

二 除じん装置、排ガス処理装置及び排液処理装置
イ 構造部分の摩耗、腐食、破損の有無及びその程度
ロ 除じん装置又は排ガス処理装置にあつては、当該装置内におけるじんあいのた積状態

ハ る過除じん方式の除じん装置にあつては、ろ材の破損又はろ材取付部等の緩みの有無

二 処理薬剤、洗浄水の噴出量、内部充てん物等の適否

ホ 处理能力

ヘ イからホまでに掲げるもののほか、性能を保持するため必要な事項

二 電動機とファンを連結するベルトの作動状態

ロ ダクト及び排風機におけるじんあいのた

イ 積状態
ハ ダクトの接続部における緩みの有無

二 除じん装置、排ガス処理装置及び排液処理装置
イ 構造部分の摩耗、腐食、破損の有無及びその程度
ロ 除じん装置又は排ガス処理装置にあつては、当該装置内におけるじんあいのた積状態

ハ る過除じん方式の除じん装置にあつては、ろ材の破損又はろ材取付部等の緩みの有無

二 処理薬剤、洗浄水の噴出量、内部充てん物等の適否

ホ 处理能力

ヘ イからホまでに掲げるもののほか、性能を保持するため必要な事項

事業者は、前項ただし書の装置について、その使用を再び開始する際に同項各号に掲げる事項について自主検査を行なわなければならない。

第三十二条 事業者は、前二条の自主検査を行つたときは、次の事項を記録し、これを三年間保存しなければならない。
(定期自主検査の記録)

一 檢査年月日

二 檢査方法

三 檢査箇所

四 檢査の結果

五 檢査を実施した者の氏名

六 檢査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容

(点検)

第三十三条 事業者は、第二十九条各号に掲げる装置を初めて使用するとき、又は分解して改造を行なわなければならない。

第三十一条 事業者は、特定化学設備又はその附属設備については、二年以内ごとに一回、定期に、次の各号に掲げる事項について自主検査を行なう。ただし、二年を超える期間使用しない特定化学設備又はその附属設備を行なわなければならない。ただし、二年を超える期間使用しない特定化学設備又はその附属設備の当該使用しない期間においては、この限りでない。

一 特定化学設備又は附属設備(配管を除く)
イ 設備の内部にあつてその損壊の原因となるおそれのある物の有無

二 内面及び外表面の著しい損傷、変形及び腐食の有無

三 ふた板、フランジ、バルブ、コツク等の状態

四 安全弁、緊急しや断装置その他の安全装置及び自動警報装置の機能

五 冷却装置、加熱装置、攪拌装置、圧縮装置及び自動警報装置の機能

六 予備動力源の機能

七 フランジ、バルブ、コツク等の状態

八 配管に近接して設けられた保温のための蒸気パイプの継手部の損傷、変形及び腐食の有無

九 溶接による継手部の損傷、変形及び腐食の有無

十 フランジ、バルブ、コツク等の状態

十一 配管について、次に掲げる事項

イ 溶接による継手部の損傷、変形及び腐食の有無

十二 フランジ、バルブ、コツク等の状態

十三 配管に近接して設けられた保温のための蒸気パイプの継手部の損傷、変形及び腐食の有無

十四 フランジ、バルブ、コツク等の状態

十五 点検の結果

十六 点検を実施した者の氏名

十七 点検の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容

(補修等)

第三十五条 事業者は、第三十三条若しくは第三十四条の点検を行つた場合において、異常を認めたときは、直ちに補修その他の措置を講じなければならない。

(測定及びその記録)

第三十六条 事業者は、令第二十一条第七号の作業場(石綿等(石綿障害予防規則(平成十七年厚生労働省令第一十一号)以下「石綿則」という。))第一条第一項に規定する石綿等をいう。以下同じ。)に係るもの及び別表第一第三十七号に掲げる物を製造し、又は取り扱うものを除く。)について、六月以内ごとに一回、定期に、第一類物質(令別表第三第二号8に掲げる物を除く。)又は第二類物質(別表第一に掲げる物を除く。)の空気中における濃度を測定しなければならない。

第三十八条の十三第三項第一号に該当する場合において、同条第四項の措置を講ずる作業場	第三十八条の二十第二項各号に掲げる作業を行う作業場	第三十八条の二十四第三項の規定により、労働者に保護眼鏡並びに不浸透性の保護衣、保護手袋及び保護長靴を使用させる作業場
(作業の記録)	(作業の記録)	(作業の記録)

第三十八条の四事業者は、第一類物質(塩素化ビフエニル等を除く。)又は令別表第三第二号の2から6まで、8、8の2、11から12まで、13の2から15の2まで、18の2から19の5まで、21、22の2から22の5まで、23の2から24まで、26、27の2、29、30、31の2、32、33の2若しくは34の3に掲げる物若しくは別表第一第三号の2から第六号まで、第八号、第八号の二、第十一号から第十二号まで、第十三号の二から第十五号の2まで、第十八号の2から第十九号の5まで、第二十一号、第二十二号の2から第二十二号の5まで、第二十三号の2から第二十四号まで、第二十六号、第二十七号の2、第二十九号、第三十号、第三十一号の2、第三十二号、第三十三号の2若しくは第三十四号の3に掲げる物(以下「特別管理物質」と総称する。)を製造し、又は取り扱う作業場(クロム酸等を取り扱う作業場については、クロム酸等を鉛石から製造する事業場においてクロム酸等を取り扱う作業場に限る。)において常時作業に従事する労働者について、一月を超えない期間ごとに次の事項を記録し、これを三十年間保存するものとする。	第三十八条の五事業者は、塩素化ビフエニル等が入っている容器の状態及び当該容器が置いてある場所の塩素化ビフエニル等による汚染の有無を点検すること。	第三十八条の六事業者は、塩素化ビフエニル等の運搬、貯蔵等のために使用した容器で、塩素化ビフエニル等が付着しているものについては、当該容器の見やすい箇所にその旨を表示しなければならない。(インジウム化合物等に係る措置)
第三十九章の二特殊な作業等の管理	(塩素化ビフエニル等に係る措置)	(塩素化ビフエニル等に係る措置)

第三十九章の三事業者は、塩素化ビフエニル等を取り扱う作業場に労働者を從事させることなく、当該作業場の運搬、貯蔵等のために使用した容器で、塩素化ビフエニル等が付着しているものについては、当該容器の見やすい箇所にその旨を表示しなければならない。(インジウム化合物等に係る措置)	第三十九章の四事業者が、第一類物質(塩素化ビフエニル等を除く。)又は令別表第三第二号の2から6まで、8、8の2、11から12まで、13の2から15の2まで、18の2から19の5まで、21、22の2から22の5まで、23の2から24まで、26、27の2、29、30、31の2、32、33の2若しくは34の3に掲げる物若しくは別表第一第三号の2から第六号まで、第八号、第八号の二、第十一号から第十二号まで、第十三号の二から第十五号の2まで、第十八号の2から第十九号の5まで、第二十一号、第二十二号の2から第二十二号の5まで、第二十三号の2から第二十四号まで、第二十六号、第二十七号の2、第二十九号、第三十号、第三十一号の2、第三十二号、第三十三号の2若しくは第三十四号の3に掲げる物(以下「特別管理物質」と総称する。)を製造し、又は取り扱う作業場(クロム酸等を取り扱う作業場については、クロム酸等を鉛石から製造する事業場においてクロム酸等を取り扱う作業場に限る。)において常時作業に従事する労働者について、一月を超えない期間ごとに次の事項を記録し、これを三十年間保存するものとする。	第三十九章の五事業者は、前項の作業の一部を請負人に請けたときには、その概要及び事業者が講じた応急の措置の概要
第三十九章の六事業者の氏名	第三十九章の七事業者は、令別表第三第二号の2に掲げる物又は別表第一第三号の2に掲げる物(第三号において「インジウム化合物等」という。)を製造し、又は取り扱う作業に労働者を従事させるときは、次に定めるところによらなければならぬ。	第三十九章の八事業者が特別有機溶剤業務に労働者を従事させる場合には、有機則第一章から第三章まで、第四章(第十九条及び第十九条の二を除く。)及び第七章の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる有機則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。(特別有機溶剤等に係る措置)

第三十九章の九第一条第一項第一号ハ第一項の二	第三十九章の九第一条第一項第一号ハ第一項の二	第三十九章の九第一条第一項第一号ハ第一項の二	第三十九章の九第一条第一項第一号ハ第一項の二
第三十九章の九第一条第一項第一号イ第一項の二	第三十九章の九第一条第一項第一号イ第一項の二	第三十九章の九第一条第一項第一号イ第一項の二	第三十九章の九第一条第一項第一号イ第一項の二
第三十九章の九第一条第一項第一号ト第一項の二	第三十九章の九第一条第一項第一号ト第一項の二	第三十九章の九第一条第一項第一号ト第一項の二	第三十九章の九第一条第一項第一号ト第一項の二
第三十九章の九第一条第一項第一号パ第一項の二	第三十九章の九第一条第一項第一号パ第一項の二	第三十九章の九第一条第一項第一号パ第一項の二	第三十九章の九第一条第一項第一号パ第一項の二

三 労働者に有効な呼吸用保護具及び作業衣又は保護衣を使用させること。

四 第二号の請負人に對し、有効な呼吸用保護具及び作業衣又は保護衣を使用する必要がある旨を周知させること。

五 前項第二号イ及びロに掲げる作業を行う場所に当該作業に従事する者以外の者(有効な呼吸用保護具及び作業衣又は保護衣を使用して、立入禁止である旨を見やすい箇所に表示すること)。

六 労働者は、事業者から前項第三号の保護具等の使用を命じられたときは、これらを使用しなければならない。(燻蒸作業に係る措置)

第三十八条の十四 事業者は、臭化メチル等を用いて行う燻蒸作業に労働者を従事させるときは、次に定めるところによらなければならぬ。

一 燻蒸に伴う倉庫、コンテナー、船倉等の燻蒸する場所における空気中のエチレンオキシド、酸化プロピレン、シアノ化水素、臭化メチル又はホルムアルデヒドの濃度の測定は、当該倉庫、コンテナー、船倉等の燻蒸する場所の外から行うところによること。

二 投薬作業は、倉庫、コンテナー、船倉等の燻蒸しようとする場所の外から行うこと。ただし、倉庫、燻蒸する場合において、投薬作業を行う労働者に行う場合において、投薬作業又はコンテナー、船倉等の燻蒸する場合において、送気マスク、空気呼吸器、隔離式防毒マスク又は防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具を使用させたとき、及び投薬作業の一部を請負人に請け負わせる場合において当該請負人に對し送気マスク、空気呼吸器、隔離式防毒マスク又は防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具を使用する必要がある旨を周知させたときは、この限りでない。

三 倉庫、コンテナー、船倉等の燻蒸中の場所に従事する者を立ち入らせる場合又は一部を燻蒸した後初めて作業に従事する者を立ち入らせる場合には、あらかじめ当該倉庫若しくはコンテナーの漏えいの有無を点検すること。

四 前号の点検を行つた場合において、異常を認めたときは、直ちに目張りの補修その他必要な措置を講ずること。

五 倉庫、コンテナー、船倉等の燻蒸中の場所に作業に従事する者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示すること。

六 倉庫、コンテナー、船倉等の燻蒸中の場所の扉、ハッチボード等を開放するときは、当該場所から流出する臭化メチル等による労働者の汚染を防止するため、風向を確認する等必要な措置を講ずること。

七 倉庫、燻蒸作業又はコンテナー、船倉等の燻蒸する前に、目張りが固着していること及び倉庫又はコンテナーの燻蒸しようとする場所は、臭化メチル等の漏えいを防止するため、目張りをすること。

八 天幕、燻蒸作業にあつては、次に定めるところによること。

九 中の場所に立ち入らせることができることを確認し、かつ、監視人を置いたときは、当該労働者及び当該確認を行う者(労働者を除く。)を、当該燻蒸器、隔離式防毒マスク又は防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具を使用させ、及び当該確認を行う者(労働者を除く。)が送気マスク、空気呼吸器、隔離式防毒マスク又は防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具を使用していることを確認し、かつ、監視人を開閉するときは、当該労働者及び当該確認を行う者(労働者を除く。)を、当該燻蒸中の場所に立ち入らせることができる。

十 中の場所に立ち入らせることができることを確認し、かつ、監視人を開閉するときは、当該労働者及び当該確認を行う者(労働者を除く。)を、当該燻蒸中の場所に立ち入らせることができる。

十一 天幕、燻蒸作業にあつては、次に定めるところによること。

十二 天幕、燻蒸作業にあつては、次に定めるところによること。

十三 天幕、燻蒸作業にあつては、次に定めるところによること。

十四 天幕、燻蒸作業にあつては、次に定めるところによること。

十五 天幕、燻蒸作業にあつては、次に定めるところによること。

十六 天幕、燻蒸作業にあつては、次に定めるところによること。

十七 天幕、燻蒸作業にあつては、次に定めるところによること。

十八

十九

二十

二十一

二十二

二十三

二十四

二十五

二十六

二十七

二十八

二十九

三十

三十一

三十二

三十三

三十四

三十五

三十六

三十七

三十八

三十九

四十

四十一

四十二

四十三

四十四

四十五

四十六

四十七

四十八

四十九

五十

五十一

五十二

五十三

五十四

五十五

五十六

五十七

五十八

五十九

六十

六十一

六十二

六十三

六十四

六十五

六十六

六十七

六十八

六十九

七十

七十一

七十二

七十三

七十四

七十五

七十六

七十七

七十八

七十九

八十

九十一

九十二

九十三

九十四

九十五

九十六

九十七

九十八

九十九

一百

一百一

一百二

一百三

一百四

一百五

一百六

一百七

一百八

一百九

一百十

一百二十一

一百二十二

一百二十三

一百二十四

一百二十五

一百二十六

一百二十七

一百二十八

一百二十九

一百三十

一百三十一

一百三十二

一百三十三

一百三十四

一百三十五

一百三十六

一百三十七

一百三十八

一百三十九

一百四十

一百四十一

一百四十二

一百四十三

一百四十四

一百四十五

一百四十六

一百四十七

一百四十八

一百四十九

一百五十

一百五十一

一百五十二

一百五十三

一百五十四

一百五十五

一百五十六

一百五十七

一百五十八

一百五十九

一百六十

一百六十一

一百六十二

一百六十三

一百六十四

一百六十五

一百六十六

一百六十七

一百六十八

一百六十九

一百七十

一百八十一

一百八十二

一百八十三

一百八十四

一百八十五

一百八十六

一百八十七

一百八十八

一百八十九

一百九十

一百九十一

一百九十二

一百九十三

一百九十四

一百九十五

一百九十六

一百九十七

一百九十八

一百九十九

一百二十

一百二十一

一百二十二

一百二十三

一百二十四

一百二十五

一百二十六

一百二十七

一百二十八

一百二十九

一百三十

一百三十一

一百三十二

一百三十三

一百三十四

一百三十五

一百三十六

一百三十七

一百三十八

一百三十九

一百四十

一百四十一

一百四十二

一百四十三

一百四十四

一百四十五

一百四十六

一百四十七

一百四十八

一百四十九

一百五十

一百五十一

一百五十二

一百五十三

一百五十四

一百五十五

一百五十六

一百五十七

一百五十八

一百五十九

一百六十

一百六十一

一百六十二

一百六十三

一百六十四

一百六十五

一百六十六

一百六十七

一百六十八

一百六十九

一百七十

一百八十一

一百八十二

一百八十三

一百八十四

一百八十五

一百八十六

一百八十七

一百八十八

一百八十九

一百九十

一百二十一

一百二十二

一百二十三

一百二十四

一百二十五

一百二十六

一百二十七

一百二十八

一百二十九

一百三十

一百三十一

一百三十二

一百三十三

一百三十四

一百三十五

一百三十六

一百三十七

一百三十八

一百三十九

一百四十

一百四十一

一百四十二

一百四十三

一百四十四

一百四十五

一百四十六

物	エチレンオキシド	酸化プロピレン	臭化メチル	シアノ化水素	二ミリグラム又は一立方センチメートル
ヒド	ホルムアルデ	四ミリグラム又は一立方センチメートル	三ミリグラム又は三立方センチメートル	センチメートル	センチメートル
トル	○・一ミリグラム又は一立方センチメートル	○・一立方センチメートル	○・一ミリグラム又は一立方センチメートル	一ミリグラム又は一立方センチメートル	一ミリグラム又は一立方センチメートル

十二 第七号ニ、第十号ヘ又は前号ハの規定による測定の結果、当該測定に係る場所における空気中のエチレンオキシド、酸化プロピレーン、シアノ化水素、臭化メチル又はホルムアルデヒドの濃度が、次の表の上欄に掲げる物に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる値を超えるときは、当該場所に作業に従事する者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方により表示しなければならない。ただし、エチレンオキシド、酸化プロピレーン、シアノ化水素、臭化メチル又はホルムアルデヒドの濃度を当該値以下とすることが著しく困難な場合であつて当該場所の排気を行う場合において、労働者に送気マスク、空気呼吸器、隔離式防毒マスク又は防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具を使用することを確認し、かつ、監視人を置いたときは、当該労働者及び当該保護具を使用していき、又は当該測定を行う者（労働者を除く。）に対し送気マスク、空気呼吸器、隔離式防毒マスク若しくは防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具を使用する必要がある旨を周知させるときのほか、当該居住室等の外から行うこと。

第三十八条の十五

事業者は、ダイナマイトを製造する旨を見やすい箇所に表示する方法により禁止すること。
ルに係る措置)

二 前号の規定による測定の結果、当該測定に係る場所における空気中のエチレンオキシド、酸化プロピレン、シアノ化水素、臭化メチル又はホルムアルデヒドの濃度が前項第十一号の表の上欄に掲げる物に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる値を超えるときは、当該場所に作業に従事する者が立ち入ることにつ

一 倉庫、コンテナ、船倉等の燻蒸した場所若しくは当該場所に隣接する居住室等又は燻蒸中の場所に隣接する居住室等における空気中のエチレンオキシド、酸化プロピレン、シンアン化水素、臭化メチル又はホルムアルデヒドの濃度を測定すること。

備考 この表の値は、温度二十五度、一気圧の空気一立方メートル当たりに占める当該物の重量又は容積を示す。

	区分
ト セ パ ン	値(単位)

区分

值
(单位

2

事業者は、前項の作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に對し、同項第一号から第三号までに定めるところによる必要がある旨を周知させなければならぬ。

四

四	三	四	三
作業場		硝化する作業場	値(単位度)
洗浄する作業場		配合する作業場	二十二
その他の作業場	三十二		
手作業により填薬する場合には、作業場の 床等に薬がこぼれたときは、速やかに、あら かじめ指名した者に掃除させること。 ニトログリコール又は薬が付着している器			の下欄に掲げる値以下とすること。ただし、 隔壁室での遠隔操作により作業を行う場合 は、この限りでない。

三

三 隔離室での遠隔操作により作業を行う場合は、この限りでない。	下欄に掲げる値以下とする。ただし、
硝化する作業場	値（単位 度）
洗浄する作業場	二十二
配合する作業場	
その他 の作業場	三十二
上作業により真蒸する場合とは、作業場の	

の下欄に掲げる値以下とすること。ただし、隔壁室での遠隔操作により作業を行う場合は、この限りでない。

の下欄に掲げる値以下とすること。ただし、隔離室での遠隔操作により作業を行う場合

備考 夏季とは、北海道においては七月及び八月の二月、その他の地域においては五月から九月までの五月をいう。

夏季において手作業により圧 場合 三十

高麗三
蒙古二
元朝一

以刀下度

(ベンゼン等に係る措置)
第三十八条の十六 事業者

（）
古は、ベンゼン等を溶剤

取り扱う設備から試料を採取し、又は当該設備の保守点検を行う作業場所に、「一・三一・二」タジエン等のガスの発散源を密閉する設備、局所排気装置又はブツシユブル型換気装置を設けること。ただし、「一・三一・二」タジエン等のガスの発散源を密閉する設備、局所排気装置の設置が著しく困難な場合又は臨時の作業を行う場合において、全体換気装置を設け、又は労働者に呼吸用保護具を使用させ、及び作業に従事する者（労働者を除く。）に対し呼吸用保護具を使用する必要がある旨を周知させる等健

二 康障害を予防するため必要な措置を講じたときは、この限りでない。

二一・三一ブタジエン等を製造し、若しくは取り扱う設備から試料を採取し、又は当該設備の保守点検を行う作業場所には、次の事項を、見やすい箇所に掲示すること。ただし、前号の規定により一・三一ブタジエン等のガスの発散源を密閉する設備、局所排気装置若しくはブッシュユブル型換気装置を設けるとき、又は同号ただし書の規定により全体換気装置を設けるときは、二の事項については、この限りでない。

イ 一・三一ブタジエン等を製造し、若しくは取り扱う設備から試料を採取し、又は当該設備の保守点検を行う作業場所である旨

ロ 一・三一ブタジエン等により生ずるおそれのある疾病の種類及びその症状

ハ 一・三一ブタジエン等の取扱い上の注意事項

二 当該作業場所においては呼吸用保護具を使用する必要がある旨及び使用すべき呼吸用保護具

三 一・三一ブタジエン等を製造し、若しくは取り扱う設備から試料を採取し、又は当該設備の保守点検を行う作業場所において常時作業に従事する労働者について、一月を超えるない期間ごとに次の事項を記録し、これを三十一年間保存すること。

イ 労働者の氏名

ロ 従事した作業の概要及び当該作業に従事した期間

ハ 一・三一ブタジエン等により著しく汚染される事態が生じたときは、その概要及び事業者が講じた応急の措置の概要

四 一・三一ブタジエン等を製造し、若しくは取り扱う設備から試料を採取し、又は当該設備の保守点検を行う作業に労働者を従事させる事業者は、事業を廃止しようとするときは、特別管理物質等関係記録等報告書（様式第一十一号）に前号の作業の記録を添えて、所轄労働基準監督署長に提出すること。

第五条第一項及び第八条の規定は前項第一号の局所排気装置について、第七条第二項及び第八条の規定は同号のブッシュユブル型換気装置について準用する。ただし、前項第一号の局所排気装置が屋外に設置されるものである場合には、第七条第一項第四号及び第五号の規定、前項第

一号のブツシユブル型換気装置が屋外に設置されるものである場合には同条第一項第三号及び第四号の規定は、準用しない。
(硫酸ジエチル等に係る措置)

第三十八条の十八 事業者は、硫酸ジエチル又は硫酸ジエチルをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物（以下この条において「硫酸ジエチル等」という。）を触媒として取り扱う作業に労働者を従事させることは、次に定めるところによらなければならない。

一 硫酸ジエチル等を触媒として取り扱う作業場所に、硫酸ジエチル等の蒸気の発散源を密閉する設備、局所排気装置又はブンシュブル型換気装置の型換気装置を設けること。ただし、硫酸ジエチル等の蒸気の発散源を密閉する設備、局所排気装置若しくはブンシュブル型換気装置の設置が著しく困難な場合又は臨時の作業を行う場合において、全体換気装置を設け、又は労働者に呼吸用保護具を使用させ、及び作業に従事する者（労働者を除く。）に対し呼吸用保護具を使用する必要がある旨を周知させること等健康障害を予防するため必要な措置を講じたときは、この限りでない。

二 硫酸ジエチル等を触媒として取り扱う作業場所には、次の事項を、見やすい箇所に掲示すること。ただし、前号の規定により硫酸ジエチル等の蒸気の発散源を密閉する設備、局所排気装置若しくはブンシュブル型換気装置を開けるとき、又は同号ただし書の規定により全体換気装置を設けるときは、二の事項についてでは、この限りでない。

イ 硫酸ジエチル等を触媒として取り扱う作業場所である旨

ロ 硫酸ジエチル等により生ずるおそれのある疾病的種類及びその症状

ハ 硫酸ジエチル等の取扱い上の注意事項

ニ 当該作業場所においては呼吸用保護具を使用しなければならない旨及び使用すべき呼吸用保護具

三 硫酸ジエチル等を触媒として取り扱う作業場所において常時作業に従事する労働者について、一月を超えない期間ごとに次の事項を記録し、これを三十年間保存すること。

イ 労働者の氏名

ロ 従事した作業の概要及び当該作業に従事した期間

ハ 硫酸ジエチル等により著しく汚染される事態が生じたときは、その概要及び事業者が講じた応急の措置の概要

2

四 硫酸ジエチル等を触媒として取り扱う作業に労働者を従事させる事業者は、事業を廃止しようとするときは、特別管理物質等関係記録等報告書（様式第十一号）に前号の作業の記録を添えて、所轄労働基準監督署長に提出すること。

第七条第一項及び第八条の規定は前項第一号の局所排気装置について、第七条第二項及び第八条の規定は同号のブツシュブル型換気装置について準用する。ただし、前項第一号の局所排気装置が屋外に設置されるものである場合には第七条第一項第四号及び第五号の規定、前項第一号のブツシュブル型換気装置が屋外に設置されるものである場合には同条第二項第三号及び第四号の規定は、準用しない。

（二）三一プロパンスルトン等に係る措置

三十八条の十九 事業者は、一・三一プロパンスルトン又は一・三一プロパンスルトンをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物（以下この条において「一・三一プロパンスルトン等」という。）を製造し、又は取り扱う作業に労働者を従事させるとときは、次に定めるところによらなければならぬ。

一一・三一プロパンスルトン等を製造し、又は取り扱う設備については、密閉式の構造のものとすること。

二 一・三一プロパンスルトン等により汚染されたぼろ、紙くず等については、労働者が一・三一プロパンスルトン等により汚染されることを防止するため、蓋又は栓をした不浸透性の容器に納めておき、廃棄するときは焼却その他の方法により十分除毒すること。

三 一・三一プロパンスルトン等を製造し、又は取り扱う設備（当該設備のバルブ又はコックを除く。）については、一・三一プロパンスルトン等の漏えいを防止するため堅固な材料で造り、当該設備のうち一・三一プロパンスルトン等が接触する部分については、著しい腐食による一・三一プロパンスルトン等の漏えいを防止するため、一・三一プロパンスルトン等の温度、濃度等に応じ、腐食しにくい材料で造り、内張りを施す等の措置を講ずること。

四 一・三一プロパンスルトン等を製造し、又は取り扱う設備の蓋板、フランジ、バルブ、コック等の接合部については、当該接合部から一・三一プロパンスルトン等が漏えいする。

六

ことを防止するため、ガスケットを使用し、接合面を相互に密接させる等の措置を講ずること。

一・三一プロパンスルトン等を製造し、又は取り扱う設備のバルブ若しくはコック又はこれらを操作するためのスイッチ、押しボタン等については、これらの誤操作による一・三一プロパンスルトン等の漏えいを防止するため、次の措置を講ずること。

イ 開閉の方向を表示すること。

ロ 色分け、形状の区分等を行うこと。ただし、色分けのみによるものであつてはならない。

一・三一プロパンスルトン等を製造し、又は取り扱う設備のバルブ又はコックについては、次に定めるところによること。

イ 開閉の頻度及び製造又は取扱いに係る一・三一プロパンスルトン等の温度、濃度等に応じ、耐久性のある材料で造ること。

一・三一プロパンスルトン等を製造し、

七

又は取り扱う設備の使用中にしばしば開放し、又は取り外すことのあるストレーナ等とこれらに最も近接した一・三ープロパンスルトン等を製造し、又は取り扱う設備（配管を除く。次号、第九号及び第十号において同じ。）との間には、二重に設けること。ただし、当該ストレーナ等と当該設備との間に設けられるバルブ又はコックが確実に閉止していることを確認することができる装置を設けるときは、この限りでない。

七
一・三ープロパンスルトン等を製造し、又は取り扱う設備に原材料その他の物を送給する者が当該送給を誤ることによる一・三ープロパンスルトン等の漏えいを防止するため、見やすい位置に、当該原材料その他の物の種類、当該送給の対象となる設備その他必要な事項を表示すること。

八
一・三ープロパンスルトン等を製造し、又は取り扱う作業を行うときは、次の事項について、一・三ープロパンスルトン等の漏えい

八 ロハンスルトン等の漏えいを防止するため見やすい位置に、当該原材料その他の物の種類、当該送給の対象となる設備その他必要な事項を表示すること。

一・三一プロパンスルトン等を製造し、又は取り扱う作業を行うときは、次の事項について、一・三一プロパンスルトン等の漏えい

見やすい位置に、当該原材料その他の物の種類、当該送給の対象となる設備その他必要な事項を表示すること。

八 一・三ープロパンスルトン等を製造し、又は取り扱う作業を行うときは、次の事項について、一・三ープロパンスルトン等の漏えい

八 一・三ープロパンスルトン等を製造し、又は取り扱う作業を行うときは、次の事項について、一・三ープロパンスルトン等の漏えい事項を表示すること。

八 類、当該送給の対象となる設備その他の必要な事項を表示すること。

一・三一プロパンスルトン等を製造し、又は取り扱う作業を行うときは、次の事項について、一・三一プロパンスルトン等の漏えい

八 事項を表示すること。
一・三ープロパンスルトン等を製造し、又は取り扱う作業を行うときは、次の事項について、一・三ープロパンスルトン等の漏えい

八 事項を表示すること。

八 一・三ープロパンスルトン等を製造し、又は取り扱う作業を行うときは、次の事項について、一・三ープロパンスルトン等の漏えい

八

一・三―プロパンスルトン等を製造し又は取り扱う作業を行うときは、次の事項について、一・三―プロパンスルトン等の漏えい

八

は取り扱う作業を行うときは、次の事項について、一・三ープロパンスルトン等の漏えい

1

いて、一・三一プロパンスルトン等の漏えい

備又は容器から製品等を取り出すときに使用されるものに限る。)の操作	ハ	計測装置及び制御装置の監視及び調整
口 冷却装置、加熱装置、攪拌装置及び圧縮装置の操作	二	安全弁その他の安全装置の調整
ホ 盖板、フランジ、バルブ、コック等の接合部における一・三ープロパンスルトン等の漏えいの有無の点検	三	試料の採取及びそれに用いる器具の処理
ヘ 容器の運搬及び貯蔵	四	器具の運搬及び貯蔵
チ 設備又は容器の保守点検及び洗浄並びに排液処理	五	異常な事態が発生した場合における応急の措置
リ 取り扱う設備を設置する作業場又は当該設備を設置する作業場以外の作業場で一・三ープロパンスルトン等を設置し、又は取り扱う作業場及び一・三ープロパンスルトン等を設置し、又は取り扱う設備を設置する屋内作業場の床を不浸透性の材料で造ること。	六	その他一・三ープロパンスルトン等の漏えいを防止するため必要な措置
ナ 一・三ープロパンスルトン等を設置する作業場又は当該設備を設置する作業場以外の作業場で一・三ープロパンスルトン等を合計百リットル以上取り扱うものに關係者以外の者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止するとともに、表示以外の方法により禁止したときは、当該作業場が立入禁止である旨を見やすい箇所に表示すること。	七	一・三ープロパンスルトン等を運搬し、又は貯蔵するときは、一・三ープロパンスルトン等が漏れ、こぼれる等のおそれがないように、堅固な容器を使用し、又は確実な包装をする。
ト 一・三ープロパンスルトン等の保管について、一定の場所を定めておくこと。	八	前号の容器又は包装の見やすい箇所に一・三ープロパンスルトン等の名称及び取扱い上の注意事項を表示すること。
ナ 一・三ープロパンスルトン等の保管については、一定の場所を定めておくこと。	九	前号の容器又は包装について、一定の場所を定めて集積しておくこと。

十五 その日の作業を開始する前に、一・三一
プロパンスルトン等を製造し、又は取り扱う
設備及び一・三一プロパンスルトン等が入つ
ている容器の状態並びに当該設備又は容器が
置いてある場所の一・三一プロパンスルトン
等による汚染の有無を点検すること。

十六 前号の点検を行つた場合において、異常
を認めたときは、当該設備又は容器を補修
し、漏れた一・三一プロパンスルトン等を拭
き取る等必要な措置を講ずること。

十七 一・三一プロパンスルトン等を製造し、
若しくは取り扱う設備若しくは容器に一・三
一プロパンスルトン等を入れ、又は当該設備
若しくは容器から取り出すときは、一・三一
プロパンスルトン等が漏れないよう、当該設
備又は容器の注入口又は排気口に直結できる
構造の器具を用いて行うこと。

十八 一・三一プロパンスルトン等を製造し、
又は取り扱う作業場には、次の事項を、見や
すい箇所に掲示すること。

イ 一・三一プロパンスルトン等を製造し、
又は取り扱う作業場である旨

ロ 一・三一プロパンスルトン等により生ず
るおそれのある疾病的種類及びその症状

ハ 一・三一プロパンスルトン等の取扱い上
の注意事項

二 当該作業場においては有効な保護具を使
用しなければならない旨及び使用すべき保
護具

十九 一・三一プロパンスルトン等を製造し、
又は取り扱う作業場において常時作業に従事
する労働者について、一月を超えない期間ご
とに次の事項を記録し、これを三十年間保存
すること。

イ 労働者の氏名

ロ 従事した作業の概要及び当該作業に従事
した期間

ハ 一・三一プロパンスルトン等により著し
く汚染される事が生じたときは、その概
要及び事業者が講じた応急の措置の概要

二十一 一・三一プロパンスルトン等による皮膚
の汚染防止のため、保護眼鏡並びに不透湿性
の保護衣、保護手袋及び保護長靴を使用させ
ること。

二十二 事業を廃止しようとするときは、特別
管理物質等関係記録等報告書（様式第十一
号）に第十九号の作業の記録を添えて、所轄
労働基準監督署長に提出すること。

事業者は、前項の作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、同項第二号及び第十七号の措置を講ずる必要がある旨、同項第八号の規程により作業を行う必要がある旨並びに一・三ープロパンスルトン等による皮膚の汚染防止のため、同項第二十号の保護具を使用する必要がある旨を周知させなければならない。

3 労働者は、事業者から第一項第二十号の保護具の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。

(リフラクトリーセラミックファイバー等に係る措置)

第三十八条の二十 事業者は、リフラクトリーセラミックファイバー等を製造し、又は取り扱う作業に労働者を従事させるときは、当該作業を行いう作業場の床等は、水洗等によつて容易に掃除できる構造のものとし、水洗する等粉じんの飛散しない方法によつて、毎日一回以上掃除しなければならない。

事業者は、次の各号のいずれかに該当する作業に労働者を従事させるときは、次項に定める措置を講じなければならない。

一 リフラクトリーセラミックファイバー等を窯、炉等に張り付けること等の断熱又は耐火の措置を講ずる作業

二 リフラクトリーセラミックファイバー等を用いて断熱又は耐火の措置を講じた窯、炉等の解体、破碎等の作業(リフラクトリーセラミックファイバー等の除去の作業を含む)事業者が講ずる前項の措置は、次の各号に掲げるものとする。

一 前項各号に掲げる作業を行う作業場所を、それ以外の作業を行う作業場所から隔離すること。ただし、隔離することが著しく困難である場合において、前項各号に掲げる作業以外の作業に従事する者がリフラクトリーセラミックファイバー等にばく露することを防止するため必要な措置を講じたときは、この限りない。

二 労働者に有効な呼吸用保護具及び作業衣又是保護衣を使用させること。

事業者は、第二項各号のいずれかに該当する作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当

該請負人に對し、次の事項を周知させなければならぬ。ただし、前項第一号の書の措置を講じたときは、第一号の事項については、この限りでない。

一 当該作業を行う作業場所を、それ以外の作業を行う作業場所から隔離する必要があること

二 前項第二号の保護具等を使用する必要があること

事業者は、第二項第三号に掲げる作業に労働者を從事させるときは、第一項から第三項までに定めるところによるほか、次に定めるところによらなければならない。

一 リフラクトリーセラミックファイバー等の粉じんを湿潤な状態にする等の措置を講ずること。

二 当該作業を行う作業場所に、リフラクトリーセラミックファイバー等の切りくず等を入れるための蓋のある容器を備えること。

事業者は、第二項第三号に掲げる作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に對し、前項各号に定めるところによる必要がある旨を周知させなければならない。

7 労働者は、事業者から第三項第二号の保護具等の使用を命じられたときは、これらを使用しなければならない。

(金属アーチ溶接等作業に係る措置)

第三十八条の二十一 事業者は、金属アーチ溶接等作業を行う屋内作業場について、当該金属アーチ溶接等作業に係る溶接ヒュームを減少させるため、全体換気装置による換気の実施又はこれと同等以上の措置を講じなければならない。この場合において、事業者は、第五条の規定にかかわらず、金属アーチ溶接等作業において発生するガス、蒸気若しくは粉じんの発散源を密閉する設備、局所排気装置又はブッシング型換気装置を設けることを要しない。

事業者は、金属アーチ溶接等作業を継続して行う屋内作業場において、新たな金属アーチ溶接等作業の方法を採用しようとするときは、又は当該作業の方法を変更しようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣の定めるところにより、当該金属アーチ溶接等作業に從事する労働者の身體に装着する試料採取機器等を用いて行う測定により、当該作業場について、空氣中の溶接ヒュームの濃度を測定しなければならない。

- 3 事業者は、前項に規定する措置を講じたときは、その効果を確認するため、第二項の作業場について、同項の規定により、空気中の溶接ヒュームの濃度を測定しなければならない。

4 事業者は、金属アーケ溶接等作業に労働者を従事させるときは、当該労働者に有効な呼吸用保護具を使用させなければならない。

5 事業者は、金属アーケ溶接等作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、有効な呼吸用保護具を使用する必要がある旨を周知させなければならない。

6 事業者は、金属アーケ溶接等作業を継続して行う屋内作業場において当該金属アーケ溶接等作業に労働者を従事させるときは、厚生労働大臣の定めるところにより、当該作業場についての第二項及び第四項の規定による測定の結果に応じて、当該労働者に有効な呼吸用保護具を使用させなければならない。

7 事業者は、金属アーケ溶接等作業を継続して行う屋内作業場において当該金属アーケ溶接等作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、前項の測定の結果に応じて、有効な呼吸用保護具を使用する必要がある旨を周知させなければならない。

8 事業者は、第七項の呼吸用保護具（面体をするものに限る。）を使用させるときは、一年以内ごとに一回、定期に、当該呼吸用保護具が適切に装着されていることを厚生労働大臣の定める方法により確認し、その結果を記録し、これを三年間保存しなければならない。

9 事業者は、第二項又は第四項の規定による測定を行ったときは、その都度、次の事項を記録し、これを当該測定に係る金属アーケ溶接等作業の方法を用いなくした日から起算して三年を経過する日まで保存しなければならない。

10 一 測定日時
二 測定方法
三 測定箇所
四 測定条件
五 測定結果
六 測定を実施した者の氏名
七 測定結果に応じて改善措置を講じたときは、当該措置の概要

(健康診断の実施)

は、令第二十二条第一項第三

- 八 測定結果に応じた有効な呼吸用保護具を用させたときは、当該呼吸用保護具の概要
事業者は、金属アーチ溶接等作業に労働者を従事させるときは、当該作業を行う屋内作業場の床等を、水洗等によつて容易に掃除できる構造のものとし、水洗等粉じんの飛散しない方法によつて、毎日一回以上掃除しなければならない。

12 労働者は、事業者から第五項又は第七項の呼吸用保護具の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。

第六章 健康診断

(健康診断の実施)

第三十九条 事業者は、令第二十二条第一項第三号の業務（石綿等の取扱い若しくは試験研究のための製造又は石綿分析用試料等（石綿則第二条第四項に規定する石綿分析用試料等をいいう。）の製造に伴い石綿の粉じんを発散する場所における業務及び別表第一第三十七号に掲げる物を製造し、又は取り扱う業務を除く。）に常時従事する労働者に対し、別表第三の上欄に掲げる業務の区分に応じ、雇入れ又は当該業務への配置替えの際及びその後同表の中欄に掲げる期間以内ごとに一回、定期に、同表の下欄に掲げる項目について医師による健康診断を行わなければならない。

2 事業者は、令第二十二条第二項の業務（石綿等の製造又は取扱いに伴い石綿の粉じんを発散する場所における業務を除く。）に常時従事させたことのある労働者で、現に使用しているものに対し、別表第三の上欄に掲げる業務のうち労働者が常時従事した同項の業務の区分に応じ、同表の中欄に掲げる期間以内ごとに一回、定期に、同表の下欄に掲げる項目について医師による健康診断を行わなければならない。

3 事業者は、前二項の健康診断（シアン化カリウム（これをその重量の五パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）、シアン化水素（これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）及びシアン化ナトリウム（これをその重量の五パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者に対して行われた第一項の健康診断を除く。）の結果他覚症状が認められる者、自覚症状を訴える者その他異常の疑いがある者で、医師が必要と認めるものについては、別表第四の上欄に掲げる

4 業務の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げ
る項目について医師による健康診断を行わなけ
ればならない。

第一項の業務（令第十六条第一項各号に掲げ
る物（同項第四号に掲げる物及び同項第九号に
掲げる物で同項第四号に係るものを除く。）及
び特別管理物質に係るもの）を除く。）が行われ
る場所について第三十六条の二第一項の規定に
よる評価が行われ、かつ、次の各号のいずれに
も該当するときは、当該業務に係る直近の連続
した三回の第一項の健康診断（当該健康診断の
結果に基づき、前項の健康診断を実施した場合
については、同項の健康診断）の結果、新たに
当該業務に係る特定化学物質による異常所見が
あると認められなかつた労働者については、当
該業務に係る第一項の健康診断に係る別表第三
の規定の適用については、同表中欄に「六月」
とあるのは、「一年」とする。

一 当該業務を行う場所について、第三十六条
の二第一項の規定による評価の結果、直近の
評価を含めて連續して三回、第一管理区分に
区分された（第二条の三第一項の規定によ
り、当該場所について第三十六条の二第一項
の規定が適用されない場合は、過去一年六月
の間、当該場所の作業環境が同項の第一管理
区分に相当する水準にある）こと。

二 当該業務について、直近の第一項の規定に
基づく健康診断の実施後に作業方法を変更
(軽微なものを除く。) していないこと。

令第二十二条第二項第二十四号の厚生労働省
令で定める物は、別表第五に掲げる物とする。
令第二十二条第一項第三号の厚生労働省令で
定めるものは、次に掲げる業務とする。

一 第二条の二各号に掲げる業務

二 第三十八条の八において準用する有機則第
三条第一項の場合における同項の業務（別表
第一第三十七号に掲げる物に係るものに限
る。次項第三号において同じ。）

令第二十二条第二項の厚生労働省令で定める
ものは、次に掲げる業務とする。

一 第二条の二各号に掲げる業務（ジクロ
ロメタン（これをその重量の一パーセントを
超えて含有する製剤その他の物を含む。）を
製造し、又は取り扱う業務のうち、屋内作業
場等において行う洗浄又は拭拭の業務を除
く。）

ム酸等

ム酸等を取り扱う業務にあつては、クロを鉱石から製造する事業場においてクロ

- (健康診断の結果の記録)
第三条第一項の場合における同項の業務

第四十条 事業者は、前条第一項から第三項までの健康診断（法第六十六条第五項ただし書の場合において当該労働者が受けた健康診断を含む。次条において「特定化学物質健康診断」という。）の結果に基づき、特定化学物質健康診断個人票（様式第二号）を作成し、これを五年間保存しなければならない。

事業者は、特定化学物質健康診断個人票のうち、特別管理物質を製造し、又は取り扱う業務（クロム酸等を取り扱う業務については、クロム酸等を鉱石から製造する事業場においてクロム酸等を取り扱う業務に限る。）に常時従事し、又は従事した労働者に係る特定化学物質健康診断個人票については、これを三十年間保存するものとする。

（健康診断の結果についての医師からの意見聴取）

第四十条の二 特定化学物質健康診断の結果に基づく法第六十六条の四の規定による医師からの意見聴取は、次に定めるところにより行わなければならない。

一 特定化学物質健康診断が行われた日（法第六十六条第五項ただし書の場合にあっては、当該労働者が健康診断の結果を証明する書面を事業者に提出した日）から三月以内に行うこと。

二 聆取した医師の意見を特定化学物質健康診断個人票に記載すること。

事業者は、医師から、前項の意見聴取を行う上で必要となる労働者の業務に関する情報を求められたときは、速やかに、これを提供しなければならない。

（健康診断の結果の通知）

第四十条の三 事業者は、第三十九条第一項から三項までの健康診断（定期のものに限る。）を行つたときは、遅滞なく、特定化学物質健康診断結果報告書（様式第三号）を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

(健康診断結果報告)

（経過措置）

三 第二十九条の改正規定（同条第一項第一号中「第三条第三項、第四条若しくは第五条第一項」を「第三条、第四条第三項、第五条第一項若しくは第三十八条の九第一項第二号」に改める部分及び第二十九条第一項第二号中に係る部分及び第二十九条第一項第二号中「第九条第一項」の下に「若しくは第三十八条の九第一項第三号」を加える部分に限る。）及び第五章の次に一章を加える改正規定（第三十八条の九に係る部分に限る。）昭和五十年四年四月一日

及て第五章の次に一章を加える改正規定（第三十八条の九に係る部分に限る。）昭和五十二年四月一日

4 事業者は、昭和五十一年三月三十一日までの
指げる物で同号3に係るものを除く」とす
る。

間は、労働安全衛生法施行令別表第三第一号に掲げる物又は同号7に掲げる物で同号3に係るもの（以下この項において「塩素化ビフエニル等」という。）を容器に入れ、容器から取り出し、又は反応槽等へ投入する作業（塩素化ビフエニル等を製造する事業場において塩素化ビフエニル等を容器に入れ、容器から取り出し又は反応槽等へ投入する作業を除く。）を行なうときは、当該作業場所に局所排気装置を設けなければならない。

前項の規定により設ける局所排気装置は、新規則第七条、第八条及び第二十九条第一項の規定の適用については、新規則第五条第一項の規定により設ける局所排気装置とみなす。

労働安全衛生法施行令別表第三第二号6に掲げる物又は新規則別表第一第六号に掲げる物を製造し、又は取り扱う設備で、昭和五十年十月一日において現に存するものについては、昭和五十三年三月三十一日までの間は、新規則第四条及び第五条の規定は、適用しない。

コードス炉で、昭和五十一年十月一日において現に存するものについては、昭和五十三年三月三十一日までの間は、新規則第三十八条の九の規定は、適用しない。

新規則第五条及び第三十七条の規定の適用については、昭和五十一年三月三十一日までの間に存するものについては、昭和五十三年三月三十一日までの間は、新規則第三十八条の九の規定は、適用しない。

二十七号まで、第二十九号、第三十号若しくは第三十四号に掲げる物は、新規則第二条第二号の規定にかかわらず、同号の第二類物質に含まれるものとする。

改正前の特定化学物質等障害予防規則第十三条並びに新規則第十八条及び第二十二条の規定の適用については、昭和五十一年三月三十日までの間は、労働安全衛生法施行令別表第三第二号1、6、12、19、20、26、29、30若しくは34に掲げる物又は新規則別表第一第一号、第六号、第十二号、第十九号、第二十号、第二十六号、第二十九号、第三十号若しくは第三十四号に掲げる物を製造し、又は取り扱う設備は、改正前の特定化学物質等障害予防規則第十三条に規定する特定化学設備に含まれないものとする。

附 則（昭和五一年三月二十五日労働省令第四号）抄

（施行期日）

この省令は、昭和五十一年四月一日から施行する。

附 則（昭和五二年三月二二日労働省令第三号）抄

この省令は、昭和五十二年四月一日から施行する。

附 則（昭和五三年八月一六日労働省令第三三号）抄

この省令は、昭和五十三年九月一日から施行する。

附 則（昭和五七年五月二〇日労働省令第一八号）抄

（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 第一条中酸素欠乏症防止規則第一条の改正規定、同規則第二条の改正規定（同条第三号中「第九条第一項において」を削る部分及び同条に二号を加える部分に限る。）、同規則第三条から第五条までの改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同規則第六条、第七条、第九条、第十条、第十三条、第十四条、第十六条、第十七条及び第二十三条の改正規定、同規則第二十五条の次に一条を加える改正規定並びに同規則第二十七条の改正規定（同条中「酸素欠乏症」を「酸素欠乏症等」に改める

（特定化學物質等障害予防規則の一部改正に伴う経過措置）

第七条 昭和五十七年七月一日から昭和五十八年三月三十一日までの間ににおける前条の規定による改正後の特定化學物質等障害予防規則第十二条第一項第一号及び第二号の規定の適用については、同項中「第二条第八号の第二種酸素欠乏危険作業及び同規則第二十五条の二の作業」とあるのは、「第二十五条の二の作業」とする。（罰則に關する経過措置）

第八条 この省令の施行前にした旧酸欠則、旧安衛則及び附則第六条の規定による改正前の特定化學物質等障害予防規則の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（昭和五九年二月二七日労働省令第三号）抄

1 この省令は、昭和五十九年三月一日から施行する。

附 則（昭和六一年三月一八日労働省令第八号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、昭和六十一年四月一日から施行する。

附 則（昭和六三年九月一日労働省令第二六号）抄

（経過措置）

3 この省令の施行前に行われた労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）別表第三第一号6に掲げる物又は同表第二号1から4まで、7、10、11、13、16から18まで、20から22まで、25、27、28、30、31若しくは33から35までに掲げる物に係る屋内作業場に係る労働安全衛生法第六十五条第一項又は第五項の規定による測定については、改正後の特定化學物質等障害予防規則

(二十九)カドミウム六月	(三十)カドミウム六月	(三十一)オルトーフタロジニト六月	(三十二)尿中の潜血検査
又はその化物（これの重量の一百分の一を超えて含む。）を他の物をそれらの重りを超えて含有する。又は取り扱う業務	又はその化物（これの重量の一百分の一を超えて含む。）を他の物をそれらの重りを超えて含有する。又は取り扱う業務	一 業務の経歴の調査 二 作業条件の簡易な調査 三 カドミウム又はその化物によるせき、たん、喉の痰、下痢、嘔吐、反復性の腹痛又は体重減少等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査	一 従事する労働者に対するものに限る。 二 作業条件の簡易な調査 三 カドミウムによる細胞診の検査（尿中のオルトーフタロジンの量の測定、尿沈渣の検鏡の検査又は尿沈渣のパニコラ法による細胞診の検査（尿中のオルトーフタロジンの量の測定、尿沈渣の検鏡の検査又は尿沈渣のパニコラ法による細胞診の検査（尿中のオルトーフタロジンの量の測定、尿沈渣の検鏡の検査又は尿沈渣のパニコラ法による細胞診の検査（尿中のオルトーフタロジンの量の測定、尿沈渣の検鏡の検査又は尿沈渣のパニコラ法による細胞診の検査（尿中のオルトーフタロジンの量の測定、尿沈渣の検鏡の検査又は尿沈渣のパニコラ法による細胞診の検査（尿中のオルトーフタロジンの量の測定、尿沈渣の検鏡の検査又は尿沈渣のパニコラ法による細胞診の検査（尿中のオルトーフタロジンの量の測定、尿沈渣の検鏡の検査又は尿沈渣のパニコラ法による細胞診の検査（尿中のオルトーフタロジンの量の測定、尿沈渣の検鏡の検査又は尿沈渣のパニコラ法による細胞診の椑
五 血液中のカドミウムの量の測定	五 血液中のカドミウムの量の測定	五 尿中の潜血検査	六 医師が必要と認める場合、尿中のオルトーフタロジンの量の測定、尿沈渣の検鏡の検査又は尿沈渣のパニコラ法による細胞診の検査（尿中のオルトーフタロジンの量の測定、尿沈渣の検鏡の検査又は尿沈渣のパニコラ法による細胞診の椑
(三十三)クロム酸等六月	(三十四)クロロメチルエチルエーテル（二—GTP）の検査	(三十五)クロロメチルエチルエーテル（二—GTP）の検査	(三十六)尿中のベータ2—ミクログロブリンの量の測定
又は取り扱う業務	又は取り扱う業務	又は取り扱う業務	又は取り扱う業務
(三十七)クロロホルム六月	(三十八)クロロホルム六月	(三十九)クロロメチルエチルエーテル（二—GTP）の検査	(四十)タミルトランスペーブチダリ（マ—GTP）の検査
又は取り扱う業務	又は取り扱う業務	又は取り扱う業務	又は取り扱う業務
(四十)タミルトランスペーブチダリ（マ—GTP）の検査	(四十)タミルトランスペーブチダリ（マ—GTP）の検査	(四十)タミルトランスペーブチダリ（マ—GTP）の検査	(四十)タミルトランスペーブチダリ（マ—GTP）の検査
一 業務の経歴の調査 二 作業条件の簡易な調査 三 てんかん様発作の既往歴の有無の検査	一 業務の経歴の調査 二 作業条件の簡易な調査 三 てんかん様発作の既往歴の有無の検査	一 業務の経歴の調査 二 作業条件の簡易な調査 三 てんかん様発作の既往歴の有無の検査	一 業務の経歴の調査 二 作業条件の簡易な調査 三 てんかん様発作の既往歴の有無の検査
(四十一)エツクス線直接撮影による検査	(四十二)エツクス線直接撮影による検査	(四十三)エツクス線直接撮影による検査	(四十四)エツクス線直接撮影による検査
一 業務の経歴の調査 二 作業条件の簡易な調査 三 クロロホルムによる頭重、頭痛、めまい、食欲不振、嘔吐、知覚異常等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査	一 業務の経歴の調査 二 作業条件の簡易な調査 三 クロロホルムによる頭重、頭痛、めまい、食欲不振、嘔吐、知覚異常等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査	一 業務の経歴の調査 二 作業条件の簡易な調査 三 クロロメチルエチルエーテルによるせき、たん、胸痛、体重減少等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査	一 業務の経歴の調査 二 作業条件の簡易な調査 三 クロロメチルエチルエーテルによるせき、たん、胸痛、体重減少等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査
(四十五)ジウム（二月）	(四十六)ジウム（二月）	(四十七)ジウム（二月）	(四十八)ジウム（二月）
又は取り扱う業務	又は取り扱う業務	又は取り扱う業務	又は取り扱う業務
(四十九)コバルト六月	(五十)コバルト六月	(五十一)コールタール一月	(五十二)コールタール一月
又は取り扱う業務	又は取り扱う業務	又は取り扱う業務	又は取り扱う業務
一 業務の経歴の調査 二 作業条件の簡易な調査 三 血圧の測定	一 業務の経歴の調査 二 作業条件の簡易な調査 三 血圧の測定	一 業務の経歴の調査 二 作業条件の簡易な調査 三 血圧の測定	一 業務の経歴の調査 二 作業条件の簡易な調査 三 血圧の測定
(五十三)酸化バナジウム（二月）	(五十四)酸化バナジウム（二月）	(五十五)酸化バナジウム（二月）	(五十六)酸化バナジウム（二月）
又は取り扱う業務	又は取り扱う業務	又は取り扱う業務	又は取り扱う業務
一 業務の経歴の調査 二 作業条件の簡易な調査 三 血圧の測定	一 業務の経歴の調査 二 作業条件の簡易な調査 三 血圧の測定	一 業務の経歴の調査 二 作業条件の簡易な調査 三 血圧の測定	一 業務の経歴の調査 二 作業条件の簡易な調査 三 血圧の測定
(五十七)酸化プロピレン（二月）	(五十八)酸化プロピレン（二月）	(五十九)酸化プロピレン（二月）	(六十)酸化プロピレン（二月）
又は取り扱う業務	又は取り扱う業務	又は取り扱う業務	又は取り扱う業務
一 業務の経歴の調査 二 作業条件の簡易な調査 三 血圧の測定	一 業務の経歴の調査 二 作業条件の簡易な調査 三 血圧の測定	一 業務の経歴の調査 二 作業条件の簡易な調査 三 血圧の測定	一 業務の経歴の調査 二 作業条件の簡易な調査 三 血圧の測定
(六十一)コロナセチックトランヌアキミナーゼ（GOT）、血清	(六十二)コロナセチックトランヌアキミナーゼ（GOT）、血清	(六十三)コロナセチックトランヌアキミナーゼ（GOT）、血清	(六十四)コロナセチックトランヌアキミナーゼ（GOT）、血清
又は取り扱う業務	又は取り扱う業務	又は取り扱う業務	又は取り扱う業務
一 業務の経歴の調査 二 作業条件の簡易な調査 三 血圧の測定	一 業務の経歴の調査 二 作業条件の簡易な調査 三 血圧の測定	一 業務の経歴の調査 二 作業条件の簡易な調査 三 血圧の測定	一 業務の経歴の調査 二 作業条件の簡易な調査 三 血圧の測定

十 （三 三 酸 化 二 ア 六 ン チ モ ン 月	四 眼の痛み、せき、咽頭痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 五 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査
	一 業務の経歴の調査（当該業務に常時従事する労働者に対するものに限る。）
	二 作業条件の簡易な調査（当該業務に常時従事する労働者に対するものに限る。）
	三 三酸化二アンチモンによるせき、たん、頭痛、嘔吐、腹痛、下痢、アンチモン皮疹等の皮膚症状等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査（頭痛、嘔吐、腹痛、下痢、アンチモン皮疹等の皮膚症状等の急性の疾患に係る症状にあつては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）
四 せ き 、 た ん 、 頭 痛 、 嘔 吐 、 腹 痛 、 下 痢 、 アン チ モ ン 皮 疹 等 の 皮 膚 症 状 等 の 他	四 眼の痛み、せき、咽頭痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 五 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査
五 医 師 が 必 要 と 認 め る 場 合 は 、 尿 中 の アン チ モ ン の 量 の 測 定 又 は 心 電 図 検 査 （ 尿 中 の アン チ モ ン の 量 の 測 定 に あ つ て は 、 当 該 業 務 に 常 時 従 事 す る 労 働 者 に 對 し て 行 う 健 康 診 斷 に お け る も の に 限 る 。）	一 業務の経歴の調査（当該業務に常時従事する労働者に対するものに限る。）

(三十)業務の経歴の調査									
(三十一)作業条件の調査									
一、頭重、頭痛、めまい、食欲不振、悪心、嘔吐、眼の刺激症状、皮膚の刺激症状、皮膚又は粘膜の異常等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査	二、血清グルタミツクオキサロアセチツクトランヌア	三、シアン化カリウムによる頭重、頭痛、疲労感、倦怠感、結膜充血、異味、胃腸症状等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査	四、頭重、頭痛、疲労感、倦怠感、結膜充血、異味、胃腸症状等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査	五、皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査	六、皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査	一、業務の経歴の調査	二、業務の経歴の調査	三、シアン化カリウムによる頭重、頭痛、疲労感、倦怠感、結膜充血、異味、胃腸症状等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査	四、業務の経歴の調査
一、頭重、頭痛、めまい、食欲不振、悪心、嘔吐、眼の刺激症状、皮膚の刺激症状、皮膚又は粘膜の異常等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査	二、血清グルタミツクオキサロアセチツクトランヌア	三、シアン化カリウムによる頭重、頭痛、疲労感、倦怠感、結膜充血、異味、胃腸症状等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査	四、頭重、頭痛、疲労感、倦怠感、結膜充血、異味、胃腸症状等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査	五、皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査	六、皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査	一、業務の経歴の調査	二、業務の経歴の調査	三、シアン化カリウムによる頭重、頭痛、疲労感、倦怠感、結膜充血、異味、胃腸症状等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査	四、業務の経歴の調査
一、頭重、頭痛、めまい、食欲不振、悪心、嘔吐、眼の刺激症状、皮膚の刺激症状、皮膚又は粘膜の異常等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査	二、血清グルタミツクオキサロアセチツクトランヌア	三、シアン化カリウムによる頭重、頭痛、疲労感、倦怠感、結膜充血、異味、胃腸症状等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査	四、頭重、頭痛、疲労感、倦怠感、結膜充血、異味、胃腸症状等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査	五、皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査	六、皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査	一、業務の経歴の調査	二、業務の経歴の調査	三、シアン化カリウムによる頭重、頭痛、疲労感、倦怠感、結膜充血、異味、胃腸症状等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査	四、業務の経歴の調査
一、頭重、頭痛、めまい、食欲不振、悪心、嘔吐、眼の刺激症状、皮膚の刺激症状、皮膚又は粘膜の異常等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査	二、血清グルタミツクオキサロアセチツクトランヌア	三、シアン化カリウムによる頭重、頭痛、疲労感、倦怠感、結膜充血、異味、胃腸症状等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査	四、頭重、頭痛、疲労感、倦怠感、結膜充血、異味、胃腸症状等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査	五、皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査	六、皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査	一、業務の経歴の調査	二、業務の経歴の調査	三、シアン化カリウムによる頭重、頭痛、疲労感、倦怠感、結膜充血、異味、胃腸症状等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査	四、業務の経歴の調査

(三十一)		(三十二)	
(三十三)		(三十四)	
一・四一ジ 月	オキサン 月	一・四一ジ 月	タミルトラン スペブチダ T) 及び血清ガ ンマーグル (G P T) の検 査
業務 を製造し、 又は取り扱 い業務	クロロエタ ン(これを その他の物 を含む。) の検査	業務 を取り扱 う業	ミナーゼ (G O T) 及び血清ガ ンマーグル タミルトラン スペブチダ (G P T) の検 査
五 皮膚炎等の皮膚所見の検査	五 血清グルタミックオキサンによる頭重、頭痛、めまい、悪心、嘔吐、けいれん、眼の刺激症状、皮膚又は粘膜の異常等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査	四 頭重、頭痛、めまい、悪心、嘔吐、けいれん、眼の刺激症状、皮膚又は粘膜の異常等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査	ミナーゼ (G O T)、血清ガントランスペブチダ (G P T) の検査
六 血清グルタミックオキサンアミナーゼ (G P T) の検査	三 一・二一ジクロロエタ ンによる頭重、頭痛、めまい、悪心、嘔吐、傾眠、眼の刺激症状、皮膚又は粘膜の異常等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査	二 作業条件の簡易な調査	一 業務の経験の調査
七 皮膚炎等の皮膚所見の検査	一 クロロエタ ン(これを超えて その重量の一 パーセン トを含有する 他の物を含む。) の検査	一 クロロエタ ン(これを超えて その重量の一 パーセン トを含有する 他の物を含む。) の検査	一 クロロエタ ン(これを超えて その重量の一 パーセン トを含有する 他の物を含む。) の検査

(三十一)のをパク・一そん(これ重量	(三十二)パクロ・二一一ジ月六	(三十三)ジクロロ一月	(三十四)ジクロロ一月	(三十五)ジクロロ一月
のをパク・一そん(これ重量	一 一 一 一 一 一	一 一 一 一 一 一	一 一 一 一 一 一	一 一 一 一 一 一
タミルトランスペブチダーゼ(マーグルT)及び血清ガンマーグルT(ジアミノジフェニルメタン(ジクロロメタント)を超えて含有する物質その他の製剤その他の物を含む)を製造し、又は取り扱う業務	タミルトランスペブチダーゼ(マーグルT)及び血清ガンマーグルT(ジアミノジフェニルメタン(ジクロロメタント)を超えて含有する物質その他の製剤その他の物を含む)を製造し、又は取り扱う業務	タミルトランスペブチダーゼ(マーグルT)及び血清ガンマーグルT(ジアミノジフェニルメタン(ジクロロメタント)を超えて含有する物質その他の製剤その他の物を含む)を製造し、又は取り扱う業務	タミルトランスペブチダーゼ(マーグルT)及び血清ガンマーグルT(ジアミノジフェニルメタン(ジクロロメタント)を超えて含有する物質その他の製剤その他の物を含む)を製造し、又は取り扱う業務	タミルトランスペブチダーゼ(マーグルT)及び血清ガンマーグルT(ジアミノジフェニルメタン(ジクロロメタント)を超えて含有する物質その他の製剤その他の物を含む)を製造し、又は取り扱う業務
該業務に常時従事する労働者に対するものに限る。)	該業務に常時従事する労働者に対するものに限る。)	該業務に常時従事する労働者に対するものに限る。)	該業務に常時従事する労働者に対するものに限る。)	該業務に常時従事する労働者に対するものに限る。)
該業務に常時従事する労働者に対するものに限る。)	該業務に常時従事する労働者に対するものに限る。)	該業務に常時従事する労働者に対するものに限る。)	該業務に常時従事する労働者に対するものに限る。)	該業務に常時従事する労働者に対するものに限る。)

(三十九)ジクロロメタン(これをその他の製剤を含有する)の重量の百分比を超えての製剤その他の物を製造しむる月		二 作業条件の簡易な調査 (当該業務に常に従事する労働者に対するものに限る。) 一 業務の経歴の調査(当該業務に常に従事する労働者に対するものに限る。) 二 作業条件の簡易な調査(当該業務に常に従事する労働者に対するものに限る。)			
(四十)ジクロロメチル(これをその他の製剤を含有する)の重量の百分比を超えての製剤その他の物を製造しむる月		二 作業条件の簡易な調査 (当該業務に常に従事する労働者に対するものに限る。) 一 業務の経歴の調査(当該業務に常に従事する労働者に対するものに限る。) 二 作業条件の簡易な調査(当該業務に常に従事する労働者に対するものに限る。)			
(四十一)ジメチルヒドロビニルホスフエイド(これをその他の製剤を含有する)の重量の百分比を超えての製剤その他の物を製造し、又は取り扱う月		二 作業条件の簡易な調査 (当該業務に常に従事する労働者に対するものに限る。) 一 業務の経歴の調査(当該業務に常に従事する労働者に対するものに限る。) 二 作業条件の簡易な調査(当該業務に常に従事する労働者に対するものに限る。)			
(四十二)スチレン(これをその他の製剤を含有する)の重量の百分比を超えての製剤その他の物を製造し、又は取り扱う月		二 作業条件の簡易な調査 (当該業務に常に従事する労働者に対するものに限る。) 一 業務の経歴の調査(当該業務に常に従事する労働者に対するものに限る。) 二 作業条件の簡易な調査(当該業務に常に従事する労働者に対するものに限る。)			
(四十三)水銀又はその無機化合物(これをその他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う月		二 作業条件の簡易な調査 (当該業務に常に従事する労働者に対するものに限る。) 一 業務の経歴の調査(当該業務に常に従事する労働者に対するものに限る。) 二 作業条件の簡易な調査(当該業務に常に従事する労働者に対するものに限る。)			
(四十四)グリセリン(これをその他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う月		二 作業条件の簡易な調査 (当該業務に常に従事する労働者に対するものに限る。) 一 業務の経歴の調査(当該業務に常に従事する労働者に対するものに限る。) 二 作業条件の簡易な調査(当該業務に常に従事する労働者に対するものに限る。)			
(四十五)アルカリホスファターゼ(これをその他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う月		二 作業条件の簡易な調査 (当該業務に常に従事する労働者に対するものに限る。) 一 業務の経歴の調査(当該業務に常に従事する労働者に対するものに限る。) 二 作業条件の簡易な調査(当該業務に常に従事する労働者に対するものに限る。)			
(四十六)ジメチルヒドロビニルホスフエイド(これをその他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う月		二 作業条件の簡易な調査 (当該業務に常に従事する労働者に対するものに限る。) 一 業務の経歴の調査(当該業務に常に従事する労働者に対するものに限る。) 二 作業条件の簡易な調査(当該業務に常に従事する労働者に対するものに限る。)			
(四十七)ジクロロメタン(これをその他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う月		二 作業条件の簡易な調査 (当該業務に常に従事する労働者に対するものに限る。) 一 業務の経歴の調査(当該業務に常に従事する労働者に対するものに限る。) 二 作業条件の簡易な調査(当該業務に常に従事する労働者に対するものに限る。)			

(二十九) ロロビニルホ	(三十) ジメチルジク	(三十一) 一・二ージク
業務に常に従事する労働者	の重量の一部を超えて含有する製剤その他の物を含む。又は取り扱う業務	医師が必要と認める場所に常時従事する労働者による検査、喀痰の細胞診又は気管支鏡検査

(四十九) パラニトロクロルベンゼン(これをその重量の五パーセントを超えて含有する三、尿中の潜血検査)の肝機能検査	(四十) ピオクランクト(他の物を含む)を製造し、又は取り扱う業務	(四十) ベーターラクト(他の物を含む)を製造し、又は取り扱う業務	(四十) フルボン(これをその重量の五パーセントを超えて含有する三、尿中の潜血検査)の肝機能検査	(四十) ピオクランクト(他の物を含む)を製造し、又は取り扱う業務
一、赤血球数、網状赤血球数、メトヘモグロビン量、ハイント小体の有無等の赤球系の血液検査	一、作業条件の調査	一、作業条件の調査	一、医師が必要と認める場合、尿中のアニリン若しくはパラアミノフェノールの量の測定又は血液中のニトロソアミン及びヒドロキシアミン、アミノフェノール、キノソイミン等の代謝物の量の測定	一、作業条件の調査(当該業務に常時従事する労働者に対するものに限る)
二、赤血球数、網状赤血球数、メトヘモグロビン量、ハイント小体の有無等の赤球系の血液検査	二、医師が必要と認める場合、胸部のエツクス線直接撮影若しくは特殊なエツクス線撮影による検査、尿接撮影	二、医師が必要と認める場	二、医師が必要と認める場	二、医師が必要と認める場
三、尿中の潜血検査	三、尿中の潜血検査	三、尿中の潜血検査	三、尿中の潜血検査	三、尿中の潜血検査

(四十) 九	(四十) 八	(四十) 七	(四十) 六	(四十) 五
メチルイソブ チルケトン二 量の一パーセ ントを超えて その他の物を 含む。)を製 造する。	その化 合物 の重 量の 一パ ーセ ントを 超え て含有 する製 剤	ベン タクロ ール (別名 P.C.P.) 又は そのナ トリウム 塩(こ れらの 物をそ の重 量の一 パ ーセ ントを 超え て含有 する製 剤し、 又は 取り扱 う業 務	ペ ンタクロ ール 一 フエノール 二 呼吸器に 係る他 覚症状 況	（これ をそ の重 量の一 パ ーセ ントを 超え て含有 する合 成物を 含む。） の重量 の一 パ ーセ ントを 超え て含有 する製 剤し、 又は 取り扱 う業 務
機能検査	一 作業 条件の 調査	一 肝機能 検査	一 作業 条件の 調査	二 血液像 その他の 血液に 関する 精密検査
（これ をそ の重 量の一 パ ーセ ントを 超え て含有 する合 成物を 含む。） の重量 の一 パ ーセ ントを 超え て含有 する製 剤し、 又は 取り扱 う業 務	二 呼吸器に 係る他 覚症状 況	二 医師が 必要と 認める 場所で の検査	二 医師が 必要と 認める 場所で の検査	二 医師が 必要と 認める 場所で の検査
	三 神經学的 検査	三 神經学的 検査	三 神經学的 検査	三 神經学的 検査

四 クロム酸又はその塩を含有する製剤その他の物。ただし、クロム酸又はその塩の含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

五 クロロメチルメチルエーテルを含有する製剤その他の物。ただし、クロロメチルメチルエーテルの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

六 コールタールを含有する製剤その他の物。ただし、コールタールの含有量が重量の五パーセント以下のものを除く。

六 コールタールを含有する製剤その他の物。ただし、コールタールの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

六 の二 酸化プロピレンを含有する製剤その他の物。ただし、酸化プロピレンの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

六 の三 三酸化二アンチモンを含有する製剤その他の物。ただし、三酸化二アンチモンの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

七 三・三、一ジクロロ一四・四、一ジアミノジフェニルメタンを含有する製剤その他の物。ただし、三・三、一ジクロロ一四・四、一ジアミノジフェニルメタンの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

七 の二 一・二ジクロロプロパンを含有する製剤その他の物。ただし、一・二ジクロロプロパンの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

七 の三 ジクロロメタンを含有する製剤その他の物。ただし、ジクロロメタンの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

七 の四 ジメチル一二・二ジクロロビニルホスフェイトを含有する製剤その他の物。ただし、ジメチル一二・二ジクロロビニルホスフェイトの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

七 の五 一・一ジメチルヒドランを含有する製剤その他の物。ただし、一・一ジメチルヒドランの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

八 重クロム酸又はその塩を含有する製剤その他の物。ただし、ナフタレンの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

様式番号及び本部開票用	
郵便番号/住所/電話番号/開票用記入用語書	
郵便番号	郵便局名
郵便番号の所在地	電話 ()
郵便番号	郵便番号
申込日(年月日)年次定期郵便取扱	
名	姓
申込日(年月日)第二回定期郵便取扱	
製造業者会員登録用語書	
申込日(年月日)定期郵便取扱	
申込日(年月日)定期郵便取扱	

九 ニツケル化合物を含有する製剤その他の物。ただし、ニツケル化合物の含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

十 ニツケルカルボニルを含有する製剤その他の物。ただし、ニツケルカルボニルの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

十一 バラージメチルアミノアゾベンゼンを含有する製剤その他の物。ただし、バラージメチルアミノアゾベンゼンの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

十二 硫素又はその化合物を含有する製剤その他の物。ただし、硫素又はその化合物の含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

十三 ベータープロピオラクトンを含有する剤その他の物。ただし、ベータープロピオラクトンの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

十四 ベンゼンを含有する製剤その他の物。ただし、ベンゼンの含有量が容量の一パーセント以下のものを除く。

十五 マゼンタを含有する製剤その他の物。ただし、マゼンタの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

十六 リフラクトリーセラミックファイバーを含有する製剤その他の物。ただし、リフラクトリーセラミックファイバーの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

事業者様氏名
会員登録監督者名

(参考)

- 「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類の半分類により記入すること。
- 「第6条の第1項の登記者の氏名及び略称」の欄に「新規」にあっては、第6条の2第1項第1号及びの事項を確認するのに必要な書類に付する新規、職業、登記料等を記入すること。
- 申請に従事監督の就労特権割合が事業場により製造されたものである場合、「備考」の欄に当該事業場の名前、通知先等を記入すること。

様式第1号の3（第六条の3関係）

様式第1号の4（第36条の3の3関係）（表面）

様式第1号の4（第36条の3の3関係）（裏面）

様式第2号（第40条関係）（表面）

様式第2号（第40条関係）（裏面）

様式第1号の4 〈第36条の3の3関係〉(裏面)

- 結果

 - 「書類の範囲」の中は、日本語表現を分類の半分ににより記入すること。
 2. 他の用語を用いても構わない。
 - 最も重要な点は、作業範囲管理規則が、特に他の学習目標と連携して第4条の2第1項に規定する事項における作業範囲の管理について必要な能力を有する者であることを示す表現の面である。
 - 作業範囲管理規則から想定した他の用語を明らかにする必要がある。
 - 2回の提出で作業範囲を規定及び次回提出時に针对して評議の実施を認めた(既存学習目標と連携して第4条の2第1項に規定する個人サポートシングル設定)実績の記述。
 - 既存学習目標と連携して第4条の2第1項に規定する時限内に作業員が適切に改善されることを示す実績の記述。

- 備考

 - 1 第一次健診診断及び第二次健診診断の「検査又は検査の項目」の欄は、業務ごとに定められた項目についての検査又は検査をした結果を記入すること。
 - 2 「医師の診断」の欄は、異常なし、受精管検査、要治療等の医師の診断を記入すること。
 - 3 「医師の意見」の欄は、健康診断の結果、異常の所見があると診断された場合に、就

課題名	課題の概要	課題の実現度	課題の実現度
1. フィードバック機能の実装	フィードバック機能を実装しました。	実現	実現
2. ユーザー登録機能の実装	ユーザー登録機能を実装しました。	実現	実現
3. ユーザー認証機能の実装	ユーザー認証機能を実装しました。	実現	実現
4. ユーザー情報の表示機能	ユーザー情報の表示機能を実装しました。	実現	実現
5. ユーザー情報の更新機能	ユーザー情報の更新機能を実装しました。	実現	実現
6. ユーザー情報の削除機能	ユーザー情報の削除機能を実装しました。	実現	実現
7. フィードバック機能の実装	フィードバック機能を実装しました。	実現	実現
8. ユーザー登録機能の実装	ユーザー登録機能を実装しました。	実現	実現
9. ユーザー認証機能の実装	ユーザー認証機能を実装しました。	実現	実現
10. ユーザー情報の表示機能	ユーザー情報の表示機能を実装しました。	実現	実現
11. ユーザー情報の更新機能	ユーザー情報の更新機能を実装しました。	実現	実現
12. ユーザー情報の削除機能	ユーザー情報の削除機能を実装しました。	実現	実現
13. フィードバック機能の実装	フィードバック機能を実装しました。	実現	実現
14. ユーザー登録機能の実装	ユーザー登録機能を実装しました。	実現	実現
15. ユーザー認証機能の実装	ユーザー認証機能を実装しました。	実現	実現
16. ユーザー情報の表示機能	ユーザー情報の表示機能を実装しました。	実現	実現
17. ユーザー情報の更新機能	ユーザー情報の更新機能を実装しました。	実現	実現
18. ユーザー情報の削除機能	ユーザー情報の削除機能を実装しました。	実現	実現

「世界中」の中、「個人」、「私的」、「家庭」の個人的な関係性では、**「権威」**の持つ影響力は大きい。それは、権威が持つ規範を、又は権威が持つ規範に基づいて、他人に対する命令や指示である。

（参考）
1. 『家庭内暴力』、『性暴力』、『性差別』
2. 『家庭内暴力』、『性暴力』、『性差別』の問題に対する規範に基づいての個人の行動
3. 『性暴力』、『性差別』
4. 『性暴力』、『性差別』、『性暴力』に対する規範に基づいての個人の行動

その他の要因を考慮する。
（参考）
1. 『性暴力』、『性差別』に対する規範に基づいての個人の行動
2. 『性暴力』、『性差別』に対する規範に基づいての個人の行動

5. 『性暴力』、『性差別』に対する規範に基づいての個人の行動
6. 『性暴力』、『性差別』に対する規範に基づいての個人の行動

7. 『性暴力』、『性差別』に対する規範に基づいての個人の行動

（参考）
1. 『性暴力』、『性差別』に対する規範に基づいての個人の行動
2. 『性暴力』、『性差別』に対する規範に基づいての個人の行動

8. 『性暴力』、『性差別』に対する規範に基づいての個人の行動

9. 『性暴力』、『性差別』に対する規範に基づいての個人の行動

10. 『性暴力』、『性差別』に対する規範に基づいての個人の行動

11. 『性暴力』、『性差別』に対する規範に基づいての個人の行動

12. 『性暴力』、『性差別』に対する規範に基づいての個人の行動

13. 『性暴力』、『性差別』に対する規範に基づいての個人の行動

14. 『性暴力』、『性差別』に対する規範に基づいての個人の行動

15. 『性暴力』、『性差別』に対する規範に基づいての個人の行動

16. 『性暴力』、『性差別』に対する規範に基づいての個人の行動

17. 『性暴力』、『性差別』に対する規範に基づいての個人の行動

18. 『性暴力』、『性差別』に対する規範に基づいての個人の行動

19. 『性暴力』、『性差別』に対する規範に基づいての個人の行動

20. 『性暴力』、『性差別』に対する規範に基づいての個人の行動

製式第1種(72年6月開局)	
製造等の参考事項	
製造等禁止事項	
販賣 輸入 許可証	
貿易の本旨	
申請者の住所	
申請者の氏名	
試験評定機関の名前及び所在地	
所在地	

労働安全衛生法施行令第16条第2項第1号の規定により、申請のあつた上記物質の
製造、輸入を許可する。
使用

様式第3号(郵便各関係)	特定化学物質製造許可申請書
製造許可を受けようとする事業者の名称:	
製造しようとする事業場等の名前及び所在地:	
製造しようとする事業場等の代表者の氏名:	

年 月 日

所
名

厚生労働大臣

備考
 1 製造しようとする事業場等の所在地を管轄する労働基準監督署長を経由して提出すること。
 2 収入印紙は、申請者において消滅しないこと。
 3 住所は、申請者が法人である場合にあっては、主たる事務所の所在地を記入すること。

問 題 実 の 構 造		作 業 領 域 の 構 造	
作 業 領 域		作 業 手 練	操作上 の は じ ま せ き
保 準	保 準用機器の構成物語		
保 準	小形化用機器の構成物語		
等	整 形 の 構 成 物 語		
等	特 殊 化 用 機 器 の 構 成 物 語		
等	高 速 互 呼 連 絡 の 構 成 物 語		
等	高 速 回 路 の 構 成 物 語		

様式第2号(6枚の用紙)	第 号
製造販売業者 第二種化粧品製造販賣業者登録	
物質の名 称	
申請者の住 所	
申請者の氏 名	
製造を行なう事業場場所の地 址	
販賣を行なう事業場場所の名 称	

労働安全衛生法第56条第1項の規定により、申請のあつた上記物質の製造(申請に係るプラントにおける製造に限る。)を許可する。

厚生労働大臣

様式第7号（第49条関係）

様式第8号(第49条関係)

郵便番号及び郵便局名	支拂行会員登録
郵便番号及び郵便局名	
郵便番号及び郵便局名	
郵便番号及び郵便局名	

年月日 住 所
郵便番号 郵便局名

備考
1 住所は、申請者が法人である場合には、主たる事務所の所在地を記入すること。
2 住所は、申請者が法人である場合には、本拠及び代表者の住所を記入すること。
3 申請者は、製造を行う事業者等の所在地を管轄する税務署監督署長を経由して提出すること。

様式第9号及び様式第10号 削除
8、第1号（第38条の17、第38条の1、第38条の17、第38条の1）
第53条関係

様式第11号(第38条の17、第38条の18、第53条関係)

事業者の種類	支拂行会員登録
事業者の名称	
事業者の所在地	電話 ()
郵便番号 及び所在地 上級会員登録	

年月日 事業者様氏名

備考
1 「事業者の種類」の欄は日本標準産業分類の中分類により記入すること。
2 この欄に記載されない事項については別紙に記載して添付すること。